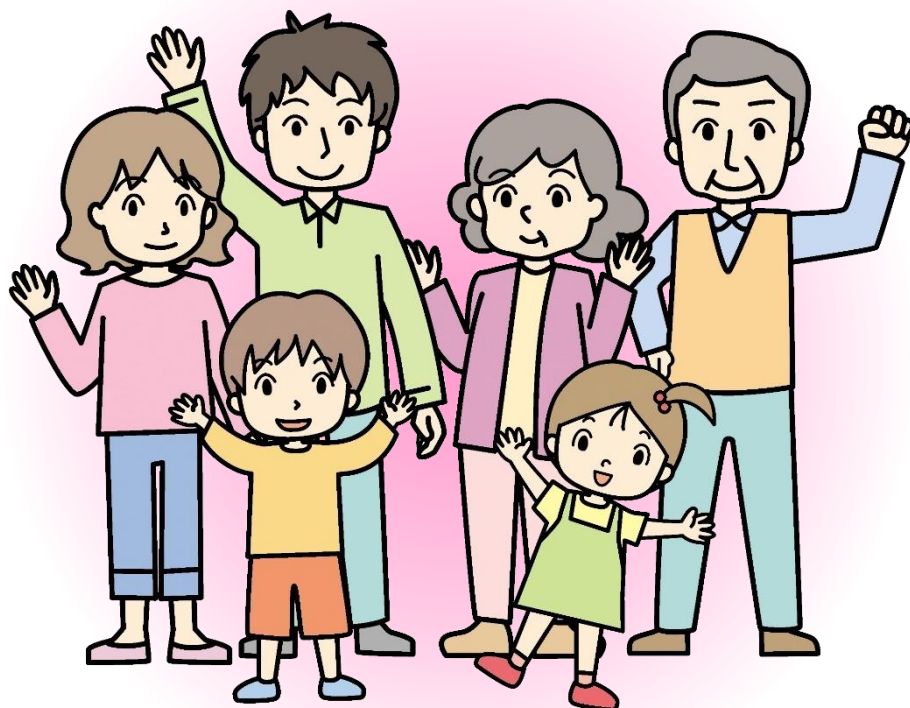


子育てプラン・うべ

(第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画)

令和2年度～6年度



令和2年3月
宇部市

は じ め に

我が国における急速な少子化の進行や子育ての孤立感・負担感、仕事と家庭の両立など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や量的な拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度にスタートしました。

それを受け、本市では、子育て支援のニーズを反映した「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」を平成 27 年 3 月に策定し、これまで、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。また、近年では、地域全体で子どもを育てるという意識の高まりから、子ども食堂や民間つどいの広場の開設など、地域が主体となった子育て支援活動も活発となっています。

こうした中、妊婦応援から始まる切れ目のない子育て支援として、これまでの取組を改めて検証し、第 2 期となる「子育てプラン・うべ」を策定しました。

この計画は、人口減少への対応として、同時期に策定が進められた「第 2 期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合を図り、安心して生み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会の指針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する量の拡充や質の向上のための目標を定めたものです。

2021 年に市制施行 100 周年を迎える本市が、その先も光り輝くため、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、それを、市民一人ひとりが喜び、誇りを感じることができるまちづくりを、本計画のもと、しっかりと推進してまいります。市民の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
2. 近年の政策動向	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 市勢	5
2. 統計による宇部市の状況	5
3. 推計人口	14
4. 保育・教育施設等及び母子保健事業の状況	15
5. 子育てプラン・うべの事業実施状況	17
6. 課題のまとめ	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 計画の基本理念・目標	20
2. 計画の基本的な視点	21
3. 行動計画の施策テーマ	22
第4章 重点施策	23
1. 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性	23
2. 重点施策	24
重点施策1 子どもたちが 未来に夢を持てる 環境づくり	24
重点施策2 利用者視点に立った快適な相談支援体制の充実	25
重点施策3 乳幼児期の教育と保育環境の充実	25
第5章 行動計画	26
1. 施策の体系	26
2. 施策の展開	27
施策テーマ1 子どもの教育や才能を見出す環境の整備	27
施策テーマ2 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	33
施策テーマ3 健やかな子育てを支援する生活環境の整備	39
施策テーマ4 地域における子育ての支援	48
施策テーマ5 子育て意識の高揚	54

第6章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実	56
1. 教育・保育提供区域の設定	57
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	57
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	60
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	70
第7章 計画の推進・点検・評価の方策	71
1. 計画実施の点検・評価・推進体制	71
資料編	72
1. 宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例	72
2. 子ども・子育て審議会条例	76
3. SDGsについて	78
4. アンケート調査結果概要	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成 28 年から3年連続で低下し、平成 30 年では 1.42 となっています。子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て不安を抱える保護者が増加しているなど、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的として、幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から実施されました。

宇部市（以下、「本市」という）では、平成 23 年 3 月に、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支えるための、本市における仕組みづくりの基盤として「宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例」を策定し、さらに、平成 27 年 3 月には、「子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「第 1 期計画」という）を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進しているところです。

このたび、第 1 期計画が、平成 31 年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、また、本市の未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、夢を持てる環境づくりを進めるため、「子育てプラン・うべ（第 2 期宇部市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 近年の政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において実施が提言され、消費税増税とあわせ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

放課後児童クラブの受入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で1万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、その80%以上で小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

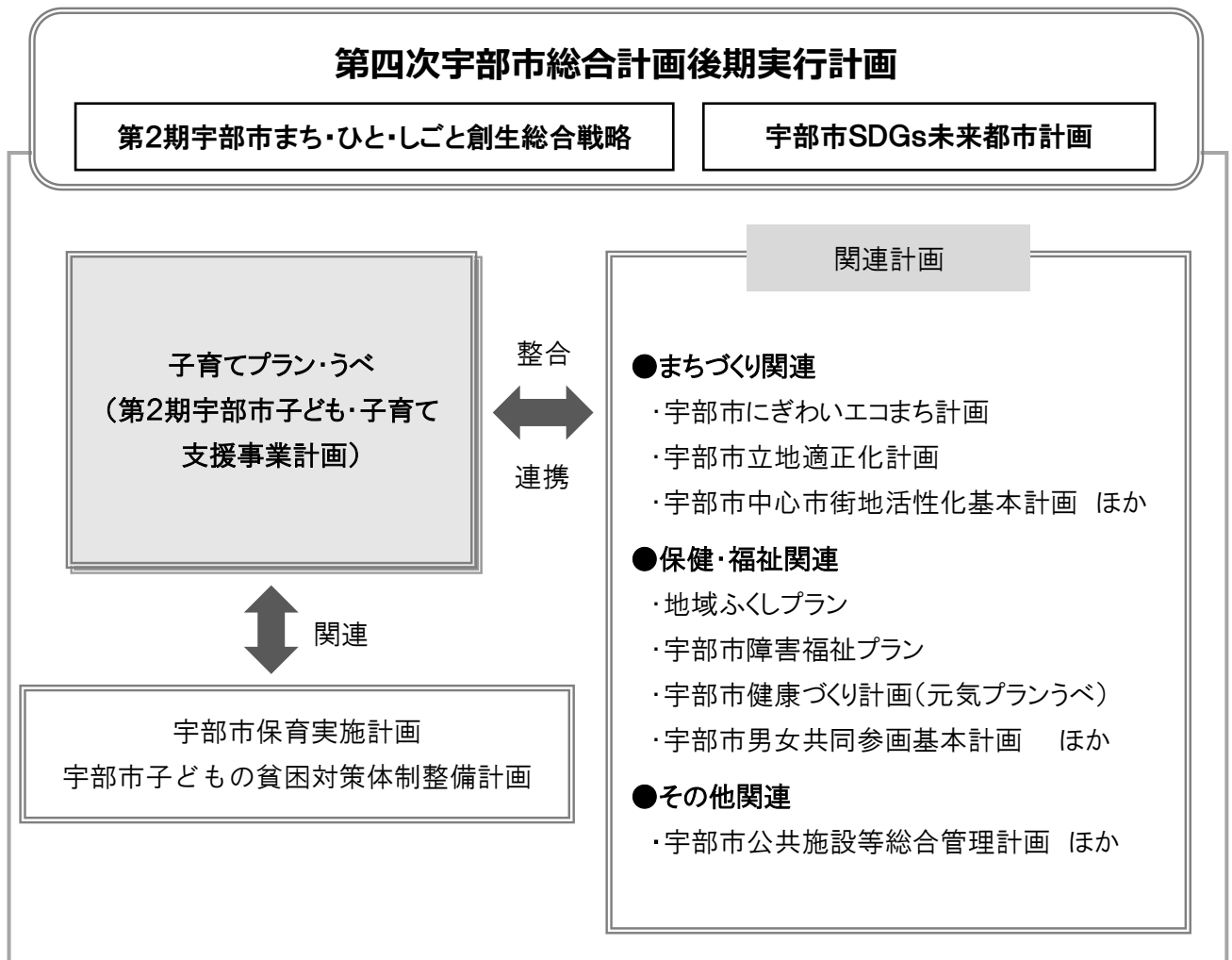
すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法改正により、法の理念が明確化されるとともに、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとされました。

3. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての次世代育成支援計画及び母子保健計画として一体的に策定します。

また、国や山口県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第四次宇部市総合計画」をはじめとする関連計画と整合を図ります。

■他の計画との関連性



4. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

■計画期間

年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
	第1期計画		子育てプラン・うべ (第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画)						
						評価・ 次期計画策定		次期計画	

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 市勢

本市は、本州西端の山口県南西部に位置し、人口は 164,387 人（令和元年 10 月 1 日現在）、気候は温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内式気候です。市街地近くに山口宇部空港や重要港湾である宇部港があり、また、山陽自動車道が市の中央部を横断するなど、陸海空の交通基盤が整備されています。

産業は明治期以降の石炭産業の振興により発展し、その後近代的な工業都市へと転換、瀬戸内有数の臨海工業地帯となっています。その急激な工業化において、昭和 20 年代から 30 年代に生じたばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対しては、産官学民一体となった「宇部方式」により環境改善を図りました。この取組は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例として高く評価され、平成 9 年には国連環境計画（UNEP）から「グローバル 500 賞」を受賞しました。

また、化学工業の発展により高等工業学校を誘致したことを契機に、多くの高等教育機関を有しており、現在も県下有数の学生数を誇っています。

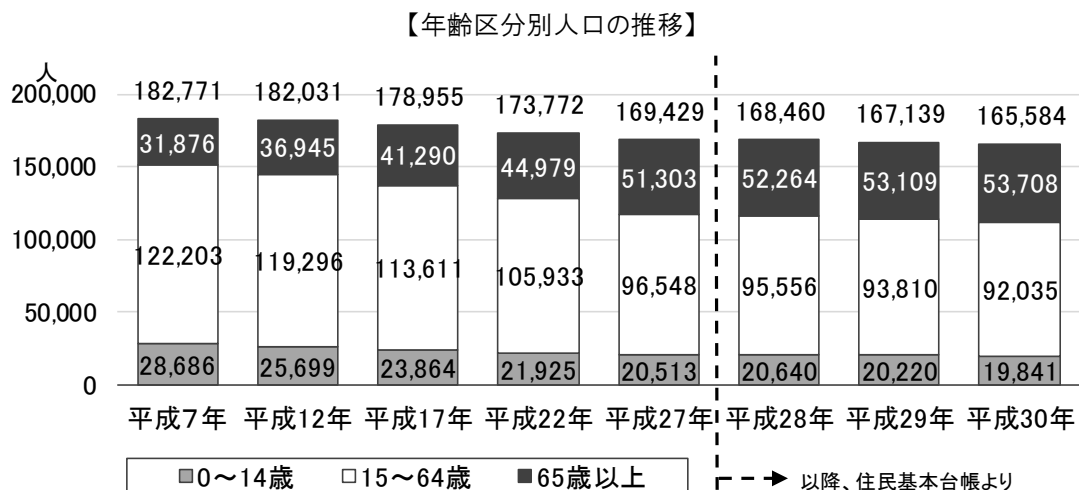
さらに、市内には高度救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ数多くの医療施設を有し、市民一人あたりの病床数や医師等医療関係資格者が多く、充実した医療環境となっています。

2. 統計による宇部市の状況

（１）人口

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成 30 年では 165,584 人となっています。

年齢 3 区分別の人口をみると、0～14 歳では 28,686 人から 19,841 人へ、15～64 歳では 122,203 人から 92,035 人へ減少しているのに対し、65 歳以上では 31,876 人から 53,708 人へと増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

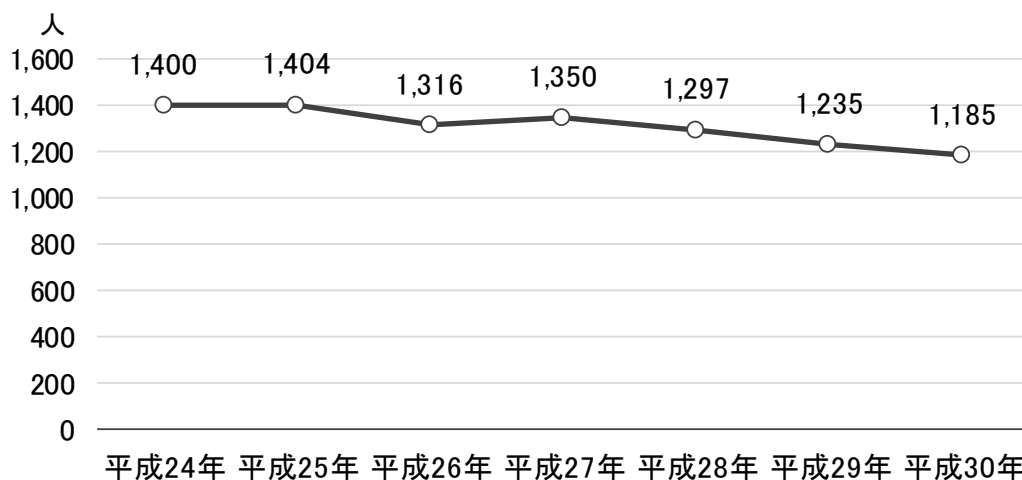


資料：国勢調査 平成 28 年からは住民基本台帳人口 各年 10 月 1 日現在（不詳含む）

(2) 出生数

本市の出生数は平成 25 年の 1,404 人をピークに減少傾向で推移しており、平成 30 年では 1,185 人となっています。

【出生数の推移】

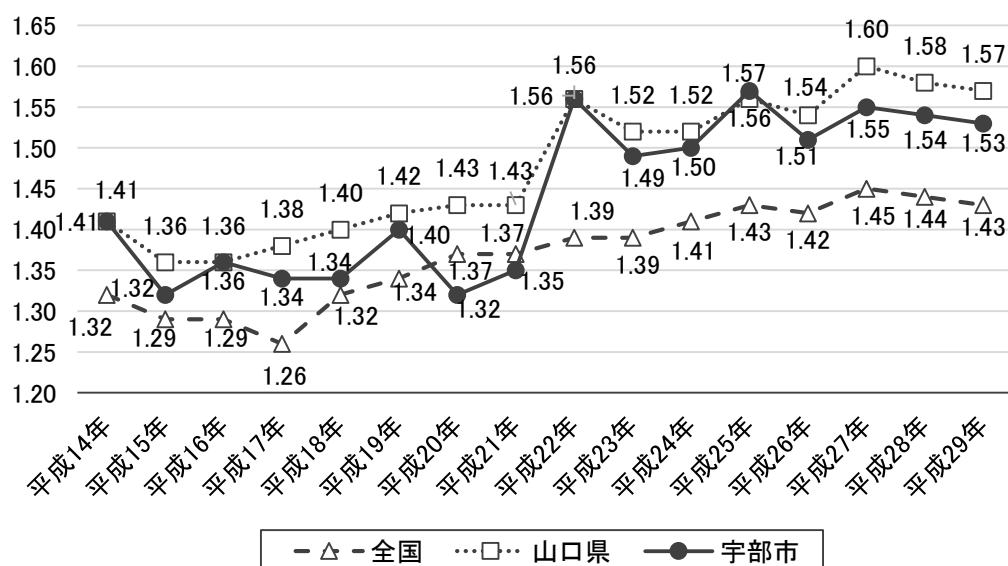


資料: 山口県人口移動統計調査

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 21 年までは 1.4 前後でしたが、平成 22 年以降は増加傾向となっています。平成 27 年で 1.55、平成 28 年で 1.54、平成 29 年で 1.53 となっており、全国と比べると高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】



※合計特殊出生率…「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

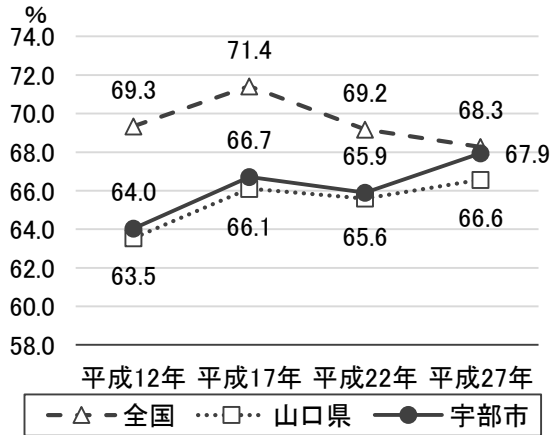
資料: 人口動態の年次別推移(市の数値は参考値)

(4) 未婚率

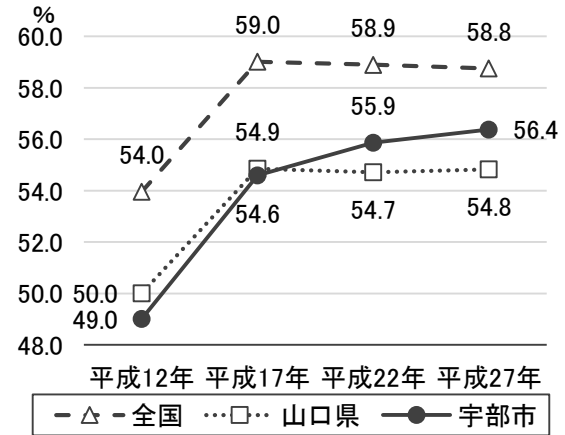
本市の平成 27 年の年齢別未婚率をみると、男女各年齢層において平成 22 年と比べて上昇しています。女性の 25～29 歳は全国と比べて低いものの山口県と比べて高くなっています。

【男女の年齢階層別未婚率の推移】

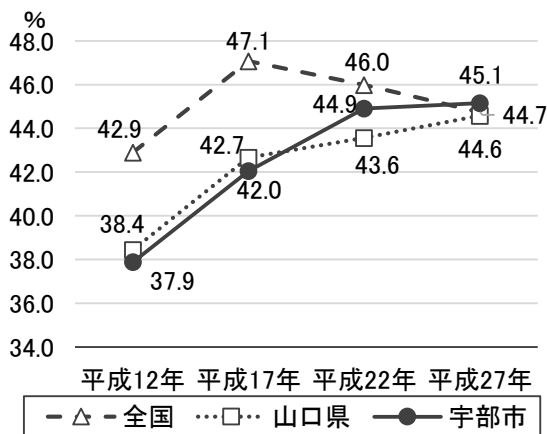
◆男性の 25～29 歳の未婚率



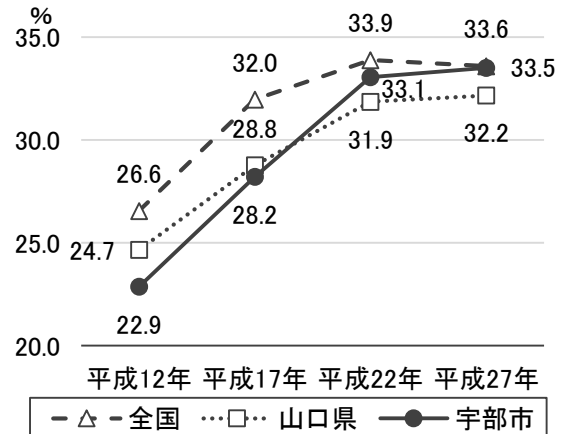
◆女性の 25～29 歳の未婚率



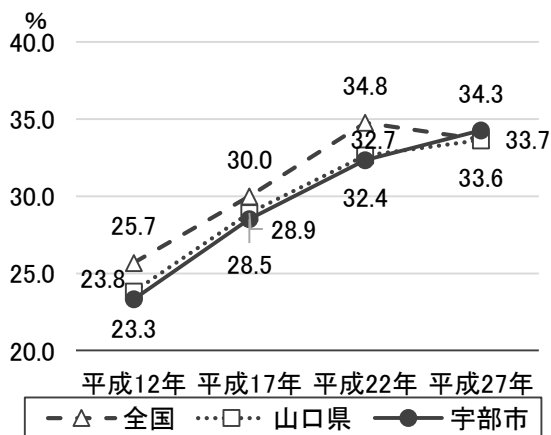
◆男性の 30～34 歳の未婚率



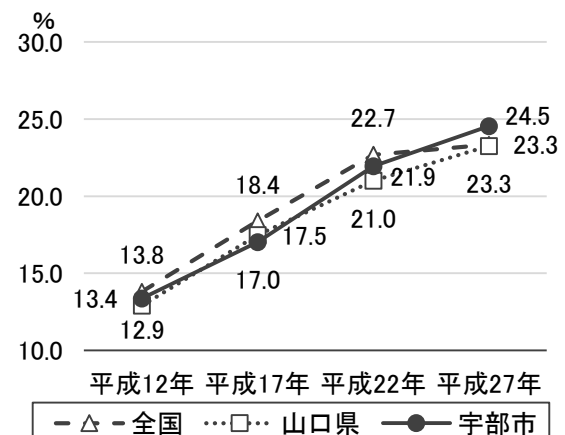
◆女性の 30～34 歳の未婚率



◆男性の 35～39 歳の未婚率



◆女性の 35～39 歳の未婚率



資料：国勢調査

（５）家族類型別世帯数

本市の一般世帯数は、66,243 世帯から 73,077 世帯へと年々増加傾向がみられます。また、親族世帯数は 49,065 世帯から 46,912 世帯へと減少傾向を示している一方、内訳をみると核家族世帯が 39,850 世帯から 41,636 世帯に増加しており、小家族化の進行がうかがえます。

また、単独世帯数は 17,052 世帯から 25,513 世帯へと大幅に増加しています。

【家族類型別世帯の推移】

単位：世帯

区分	一般世帯数	親族世帯数			非親族世帯数	単独世帯数
		総数	核家族	その他の世帯		
平成 7 年	66,243	49,065	39,850	9,215	126	17,052
平成 12 年	69,831	49,659	41,257	8,402	230	19,942
平成 17 年	71,004	49,397	42,009	7,388	265	21,342
平成 22 年	72,312	48,300	41,758	6,542	451	23,554
平成 27 年	73,077	46,912	41,636	5,276	526	25,513

資料：国勢調査

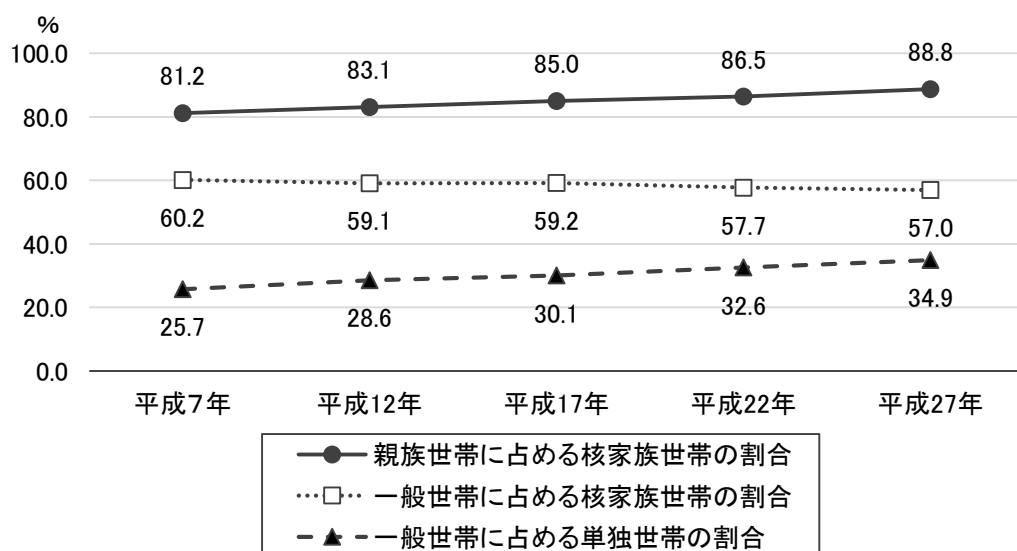
※一般世帯：親族世帯数と非親族世帯数、単独世帯数の和。寮や社会施設の入所者含まず、世帯の種類「不詳」等含む。

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯をいう。

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯をいう。

【家族類型別世帯構成比の推移】

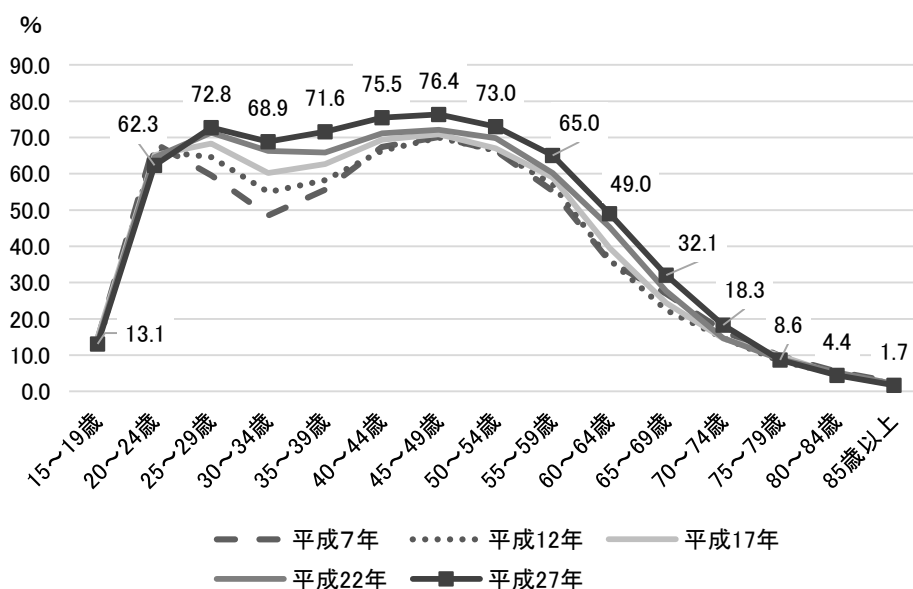


資料：国勢調査

（６）女性の就業率

本市の女性の年齢別就業率は、平成7年と比べて平成27年では25歳以上の年齢層において上昇がみられます。結婚や出産等を起因に就業率が下がるM字型曲線のカーブは抑えられてきており、結婚や出産後も引き続いて働く女性が増加している状況がうかがえます。

【女性の年齢区分別就業率の推移】

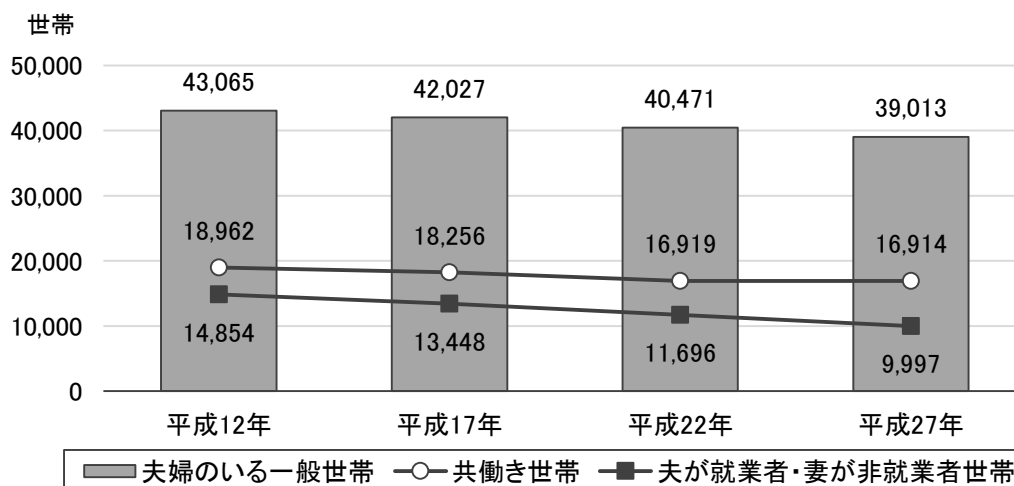


資料：国勢調査

（７）共働き世帯数

本市の夫婦のいる一般世帯数は、人口減少や未婚・晩婚化を背景に減少傾向がみられます。夫が就業者・妻が非就業者世帯は年々減少している一方、共働き世帯数は平成22年以降、概ね横ばいとなっています。人口減少の中で、女性の就業率が増加しているため、共働き世帯の割合としては増加につながっていることが推測されます。

【共働き等世帯数の推移】



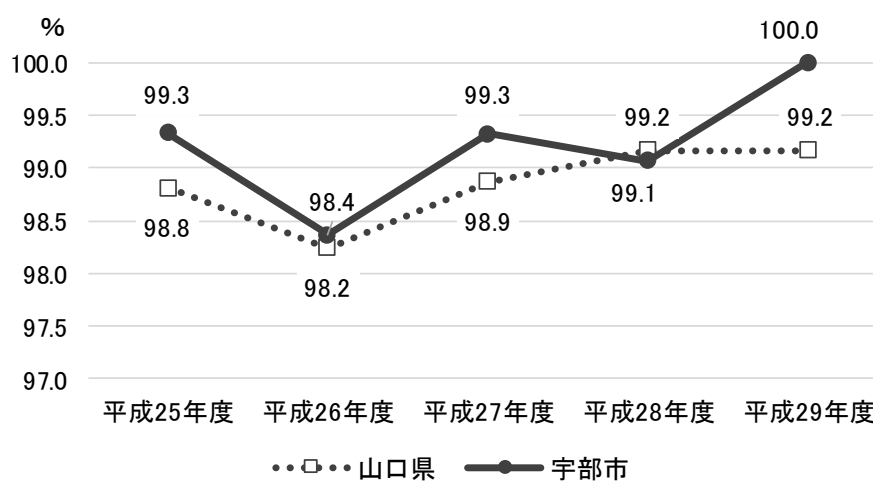
資料：国勢調査

(8) 母子保健の状況

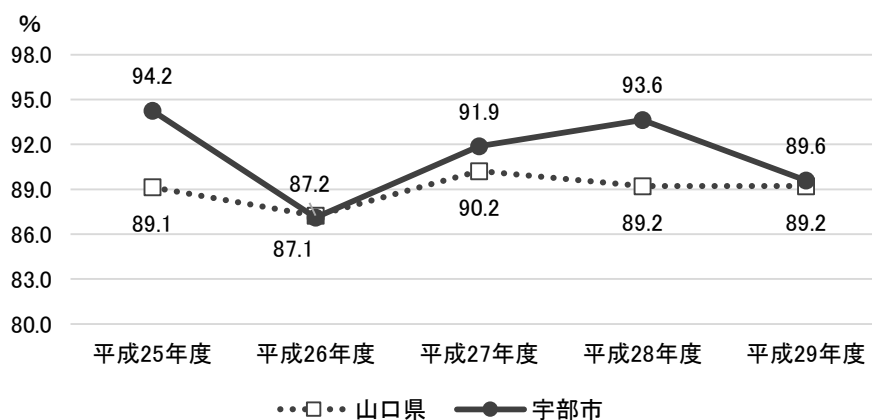
① 妊婦健康診査受診率

本市の妊婦健康診査（前期）受診率は、98%以上となっています。妊婦健康診査（後期）受診率は、県の受診率よりも高くなっています。

【妊婦健康診査（前期）受診率の推移】



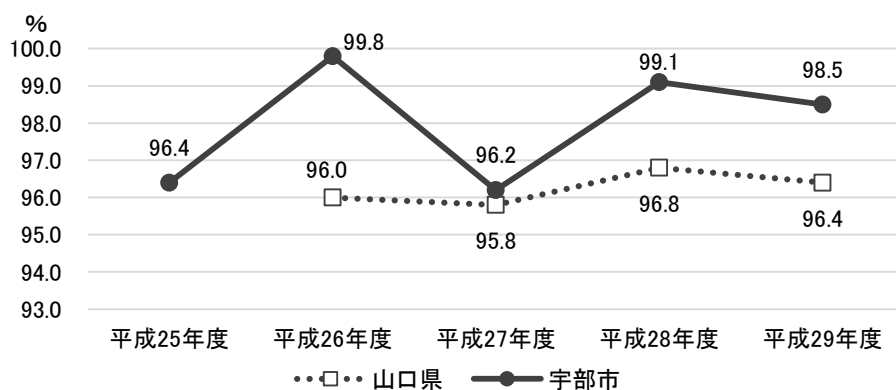
【妊婦健康診査（後期）受診率の推移】



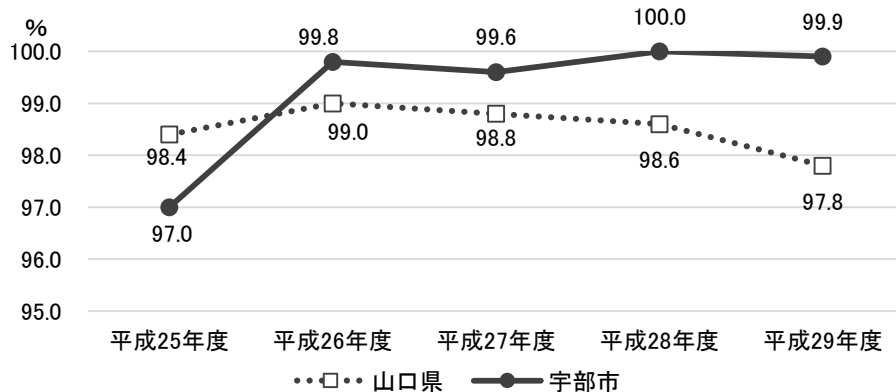
② 乳幼児健康診査受診率

本市の乳幼児健康診査受診率は、7か月児、3歳児健康診査において増加傾向となっています。また、1か月児、3か月児、7か月児健康診査では、山口県の受診率と比べて高くなっています。

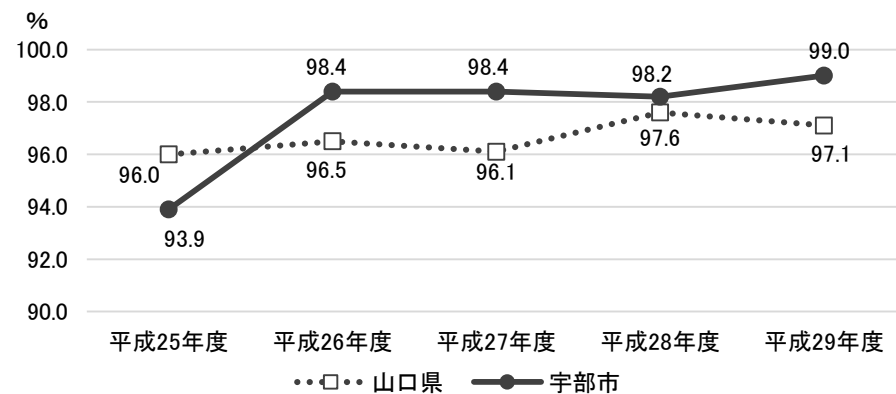
【1か月児健康診査受診率の推移】



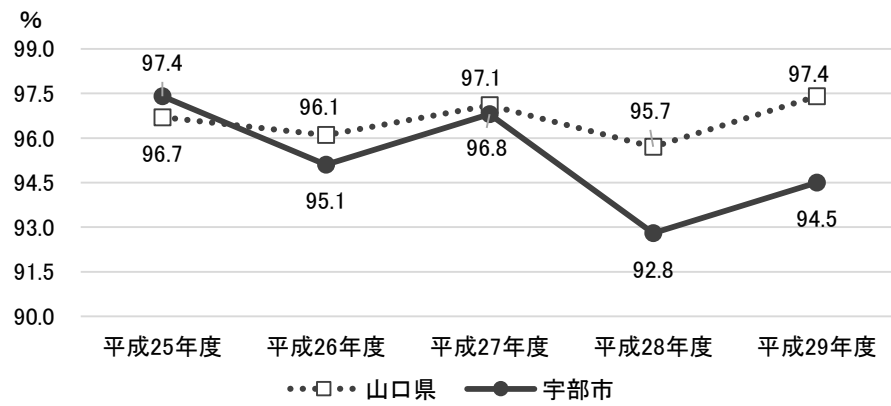
【3か月児健康診査受診率の推移】



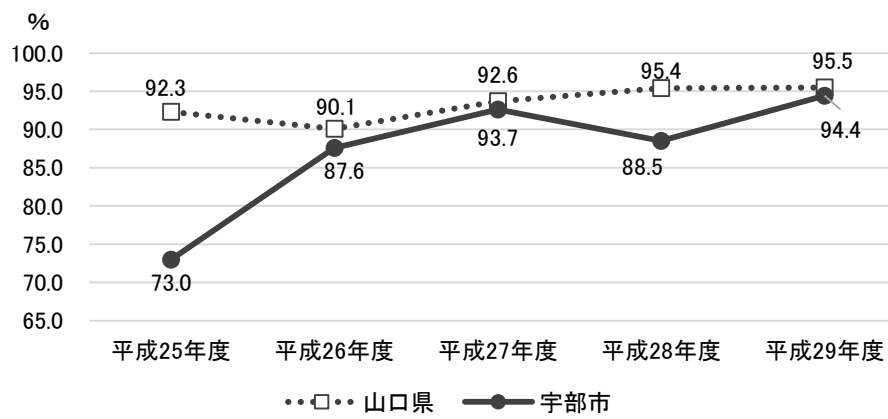
【7か月児健康診査受診率の推移】



【1歳6か月児健康診査受診率の推移】



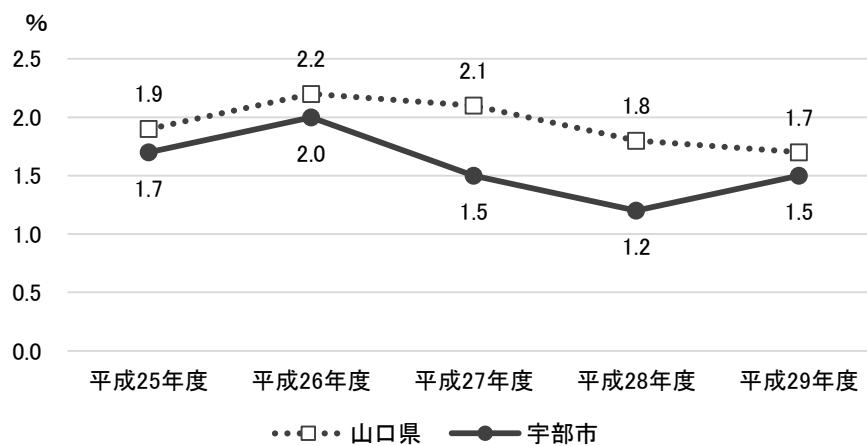
【3歳児健康診査受診率の推移】



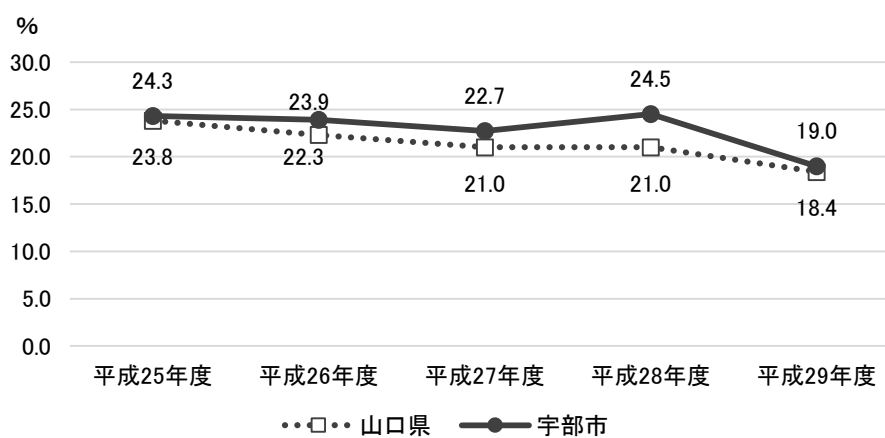
③ う歯罹患率

乳児のう歯罹患率は、山口県と比べると、1歳6か月児では低くなっていますが、3歳児ではやや高くなっています。

【1歳6か月児う歯罹患率の推移】



【3歳児う歯罹患率の推移】



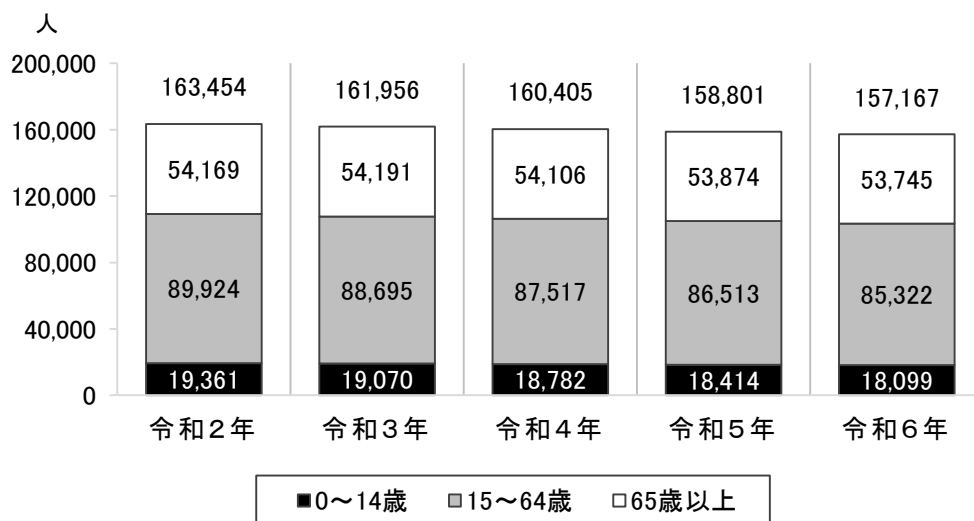
3. 推計人口

(1) 推計人口

推計人口は、住民基本台帳各歳別人口を用いて、コーホート変化率法※で算出しています。

本市の総人口は、令和6年で 157,167 人と推計され、令和2年から約 6,000 人の減少が見込まれます。

【推計人口】

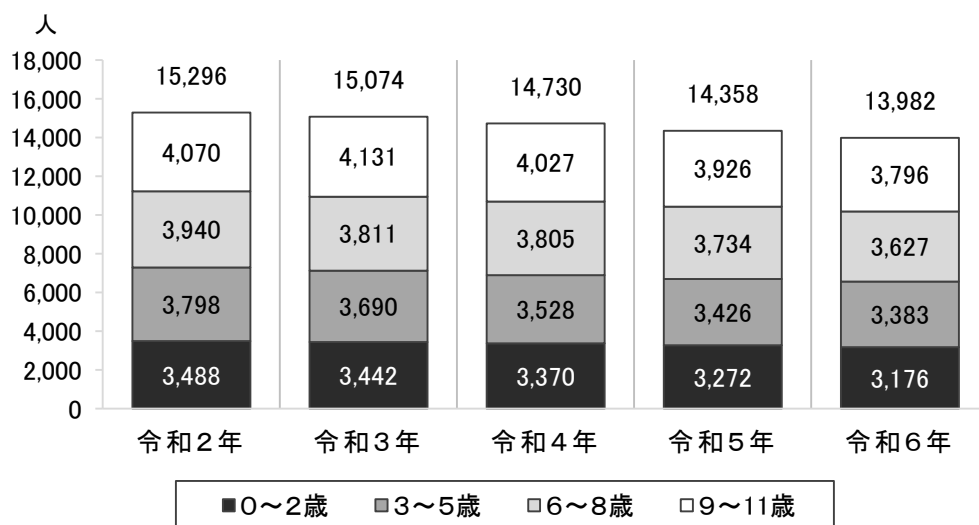


※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 0～11 歳人口

本市の 0～11 歳人口は、令和6年で 13,982 人と推計され、令和2年から約 1,300 人の減少が見込まれます。

【推計人口(0～11 歳人口)】



4. 保育・教育施設等及び母子保健事業の状況

(1) 保育・教育施設等の状況

① 保育所の状況

【保育所の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所数	29	29	29	29	29
在籍児童数	2,693	2,637	2,620	2,619	2,599

※各年度 5 月 1 日現在

※箇所数は市内公立・私立の合計数。在籍児童数には、市外の保育所に入所している児童を含む。

② 幼稚園の状況

【幼稚園の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所数	17	17	17	17	17
在籍児童数	2,331	2,422	2,400	2,388	2,355

※各年度 5 月 1 日現在(休園6園を除く)

③ 小学校の状況

【小学校の設置箇所数と在籍児童数の推移】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所数	24	24	24	24	24
在籍児童数	8,379	8,210	8,153	8,090	8,078

※各年度 5 月 1 日現在

④ 地域学童保育事業の状況

【学童保育クラブ室の実施箇所数と登録児童数の推移】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	48	47	49	53	58
登録児童数	1,621	1,797	2,051	2,406	2,540

※各年度 4 月 1 日現在

(2) 母子保健事業の状況

① マタニティ・サロン（妊婦教室）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数	16	16	8	8	12
参加者数	437	432	349	347	308

※平成 26 年度～27 年度は 4 回 1 コース

※平成 28 年度～29 年度は 2 回 1 コース

※平成 30 年度～マタニティ・サロンに変更 3 回 1 コース

② 育児相談、離乳食教室

年度	保健センター 育児相談		地区育児相談		離乳食教室		計	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
26	18	422	18	200	12	372	48	994
27	18	416	18	193	12	382	48	991
28	6	48	18	132	12	354	36	534
29	6	34	35	300	12	345	53	679
30	6	21	36	282	12	323	54	626

※平成 26～27 年度は保健センター育児相談には楠保健センター実施分も含む。

※平成 28～30 年度は楠保健センター実施分のみ。

※平成 29 年度は地区育児相談を拡充。

③ 子育て世代包括支援センター Ube ハピ

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談延人数	720	1,389	2,054	2,667
相談延件数	1,039	1,399	2,281	3,033

④ こんにちは赤ちゃん事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問世帯数	1,280	1,147	1,418	1,204
訪問率	98.3	93.6	100	100

5. 子育てプラン・うべの事業実施状況

第1期計画に盛り込まれた195事業の計画期間中の実施状況（2月現在見込）は、次のとおりです。

- ア 平成30年度までに実施し、すでに完了した事業
 イ 平成31年度、実施中の事業（平成31年度完了または開始事業を含む。）
 ウ 今後、実施予定の事業（実施せず廃止した事業を含む。）

【子育てプラン・うべの事業実施状況】

大項目	中項目	事業数				実施率
		ア	イ	ウ	計	
子育て意識の高揚		0	10	0	10	100
	次代の親の育成	0	2	0	2	100
	子育てに関する広報・啓発活動の充実	0	5	0	5	100
	子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進	0	3	0	3	100
地域における子育ての支援		1	57	1	59	98.3
	子育て支援サービスの充実	0	17	1	18	94.4
	保育サービスの充実	0	8	0	8	100
	子育て支援のネットワークづくり	0	5	0	5	100
	子どもの健全育成	1	19	0	20	100
	ひとり親家庭の自立支援の推進	0	8	0	8	100
母性並びに子どもの健康の確保及び増進		0	36	0	36	100
	安全な妊娠・出産・産後への支援	0	8	0	8	100
	子どもの健やかな成長発達への支援	0	11	0	11	100
	思春期からの健康づくりへの支援	0	6	0	6	100
	歯・口腔の健康づくりと食育の推進	0	7	0	7	100
	小児医療の充実	0	4	0	4	100
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		1	38	0	39	100
	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実	0	23	0	23	100
	家庭や地域の教育力の向上	1	15	0	16	100
子どもたちの安全の確保や要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進		0	41	0	41	100
	子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進	0	13	0	13	100
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	0	3	0	3	100
	障害児施策の充実	0	25	0	25	100
子育てを支援する生活環境の整備		0	10	0	10	100
	良質な居住環境の確保	0	2	0	2	100
	安心して外出できる環境の整備	0	8	0	8	100
合計		2	192	1	195	99.5

※実施率＝（ア＋イ）／事業数（計）×100

※事業数は、令和元年度実績見込数を掲載

6. 課題のまとめ

(1) 社会情勢より

- 全国的な少子高齢化や核家族化により、教育・保育の施設や質の維持が困難になっているだけでなく、地域コミュニティや自治体の存続自体が危ぶまれる状況がみられます。
- 社会状況の変化や保護者等の就労状況、価値観の多様化などにより、子育て家庭におけるニーズは複雑化・多様化しています。
- 国では、女性の就業率 80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市においても、共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量の確保が求められるほか、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る必要があります。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、約 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また近年、子どもに対する虐待やいじめ、およびそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

(2) 市の動向より

- 宇部市SDGs未来都市計画（平成 30 年 8 月策定）の中で、2030 年のあるべき姿の 1 つとして、「生きる力を育み、子どもの未来が輝くまち」を掲げています。その中で、社会全体で子育てを支える環境の構築や、未来を担う子どもたちの生きる力を育む特色ある教育の実践、全ての子どもたちが希望を抱き、チャレンジできる支援体制の構築などの取組を進めていくこととされています。
- 本市では、「緑と花と彫刻のまちづくり」の中で、UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）を核として、アートによるまちづくりを全市的に推進しており、文化・アートに親しめる環境づくりを進めています。今後とも継続的に本市の子どもたちの感性や才能を最大限に発揮できる環境づくりが求められています。

(3) アンケート調査より

- 子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことについては、「友達や身近な人と親しみ、関わること」「自分の気持ちを表現すること」「様々な体験・経験をすること」が就学前児童、小学生児童ともに 3 割弱から 4 割で高くなっており、コミュニケーション力や体験・経験を通じた子どもの育成環境が求められています。
- 子育てに「不安や負担を感じる」と回答した方が就学前児童、小学生ともに 4 割近くとなっており、不安や負担を軽減できる環境づくりが必要です。
- 子どもに関する不安や悩みについて、就学前児童調査では「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」ことが上位となっており、その他、育児方法や仕事との両立への不安など、悩みが多岐にわたっていることがうかがえます。

- 幼稚園や保育所などのサービスを選ぶときに特に重視することについて「先生や職員の対応」「教育・保育の方針・内容」が上位3位以内に入っており、教育・保育の環境を重視していることがうかがえます。
- 教育・保育事業の利用状況をみると、「幼稚園」では、現在の利用が2割後半である一方、今後の利用希望は3割台半ばと増加しており、保育所以上に利用希望が高くなっているため、今後の幼稚園利用者の増加を想定していく必要があります。
- 小学生児童対象のアンケート調査では、地域の中で遊ばせたい場所について、「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」という回答が第2位となっており、小さい頃から様々な体験を通して、人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。

（４）ヒアリングより

- 子どもを育てる上で大切にしていることや目指したい子ども像について、「豊かな感性や創造力を養ってほしい」「様々な体験を通して、あらゆることに興味や関心をもち、コミュニケーションなどの豊かな力を育んでいきたい」「一人ひとりの個性をみつけ、伸ばして育てること」などの意見があげられており、子どもの感性や個性などを伸ばす環境づくりが求められています。
- 子育て支援に関する意見として、「子育てに不安を感じている孤立したお母さんも家から出て楽しく参加できる機会や、その情報提供があると助かる」「子育てに悩む方の居場所づくりが必要」との意見があげられており、保護者と子どもが気軽に安心して楽しく過ごせる場づくりが必要です。
- 子育てに関して保護者からいただく要望や意見については、「親子が安心して活動できる場や、人とふれあえる機会があれば、子育ての孤立感がなくなる」「父親同士が交流でき、悩みを分かち合える場が必要」との声もあげられており、親同士の交流やコミュニケーションがとれる場が求められています。
- 子どもが育つ環境において問題点・課題に感じることにについては、「地域で子育てを支援する人材」「認定こども園や保育所、学童保育クラブなどの子どもを預かる体制」が3割以上あり、人材の確保が優先課題となっています。
- 行政に望む支援や施策については、「地域で子育てを支援する人材」「子育て支援のネットワーク」「母親や子どもの健康に対する支援」が上位3位となっています。地域の支援人材の確保や、地域の様々な子育て支援者、団体等のネットワーク強化などが求められています。
- 事業所ヒアリング調査で回答を頂いた全ての企業で、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けた制度などの整備が行われている状況となっています。引き続き、働きやすい環境づくりへ向けて、企業における環境整備や、社会全体の意識啓発が重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・目標

本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して生み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をなすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する具体的な目標を定めたものです。

第1期計画では「家族と地域の絆を深める」という基本理念により、子育て支援の取組を進めてきましたが、本計画では「宇部市SDGs未来都市計画」における「社会全体で子育てを支える」という考え方を取り入れ、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

「家族」「地域」「社会」で支える

～誰ひとり取り残さない子育て応援～

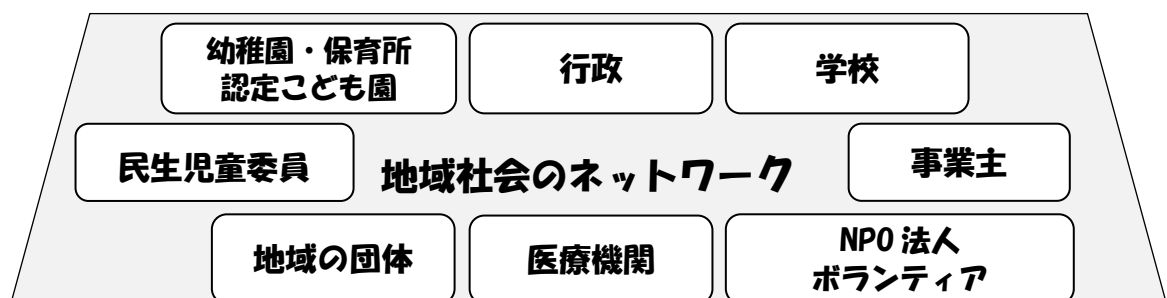
目標

未来を担う子どもたちが 健やかに生まれ育ち 夢を持てる環境づくり

子育て家庭



社会全体による下支え



2. 計画の基本的な視点

第1期計画では、基本理念・目標のほか、基本的な視点を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な視点」は、本市における子どもの育ちを支援する上では欠くことのできないものであり、本計画においても踏襲します。

(1) 基本的な視点

視点1 子どもの視点の尊重

- ・子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に配慮します。
- ・子どもを権利の主体としてとらえて、子どもが自由に意見を述べ、自分を自由に表現できる機会の充実を図ります。

視点2 親と子どもの健康確保

- ・妊娠期からの母性並びに子どもの健康確保及び増進を図ります。
- ・子どもを育む家族の健康増進に努めます。

視点3 子育ての意識の高揚

- ・「子育ては親育ちでもある」という認識の再確認と、その認識を高めます。
- ・今の子どもたちや子育て世代が置かれている現状、子育ての楽しさ・すばらしさ・苦勞の価値観を、あらゆる市民が実感できるような施策を進めます。

視点4 子どもたちの自立への支援

- ・子どもたちが次代を担う社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう支援を図ります。
- ・子どもたちが次代の社会を担っていけるよう、家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの健全育成のための取組を進めます。

視点5 男女共同参画の視点

- ・家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力のもと、働き方や就業その他社会生活において、男女が互いに共同できるための取組を進めます。

視点6 社会全体によるすべての子育て家庭への支援

- ・子育てを社会全体の課題としてとらえ、親、家族、保育所、幼稚園、学校、職場、行政などの連携に加え、子育てや子どもの健全育成に関する活動を行う団体、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者などと協働し、すべての子育て家庭を支援します。

視点7 仕事と生活の調和の実現

- ・仕事と生活の両立に関してバランスの取れた社会の実現を図ります。
- ・結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和した社会をつくりあげていきます。

3. 行動計画の施策テーマ

基本理念・目標に基づく取組の推進に向けて、7つの基本的な視点を踏まえ、5つの施策テーマを設定します。

目標 未来を担う子どもたちが 健やかに生まれ育ち 夢を持てる環境づくり

基本的な視点

1 子どもの視点
の尊重

2 親と子どもの
健康確保

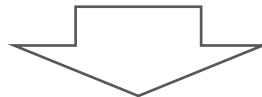
3 子育て意識
の高揚

4 子どもたちの
自立への支援

5 男女共同参画の
視点

6 社会全体によるすべて
の子育て家庭への支援

7 仕事と生活の調
和の実現



行動計画での施策テーマ

①子どもの教育や才能を
見出す環境の整備

②母性並びに子どもの
健康の確保及び増進

③健やかな子育てを支援
する生活環境の整備

④地域における子育ての
支援

⑤子育て意識の高揚

第4章 重点施策

現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性を整理した上で、特に力を注ぐ「重点施策」を設定します。

1. 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性

(1) 社会全体での子育て支援の充実

保護者や関係者の意見から「夢や希望を抱き、チャレンジできる環境づくり」や「様々な体験・経験ができる機会、豊かな感性や創造力を養える環境づくり」が求められています。

◎今後の方向性

未来を担う子どもたちの生きる力を育むため、学校、地域、家庭が協力し、異年齢の子どもや大人と出会い、人間関係を築き、様々な感動を体験できる機会を提供していきます。

(2) 子育ての孤立解消と相談支援の充実

社会情勢や保護者の意見から「家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援」や「多様化する課題に対応できる支援体制や、不安を軽減できる環境づくり」が求められています。

◎今後の方向性

保護者の就労状況や、子育て家庭におけるニーズが多様化・複雑化していることから、身近な地域で子育てをサポートする人材を育成し活躍を促進するなど、悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりと専門的な情報提供を含めた体制づくりを進めます。

(3) 乳幼児期の教育と保育の充実

社会情勢や保護者、関係団体等の意見から「幼児教育・保育のさらなる質の向上」や「地域での子育て支援の充実や、働きやすい環境づくり」が求められています。

◎今後の方向性

保護者の就業率の向上やグローバル化の進展などにより、教育や保育の利用希望が高まることが見込まれます。親の経済状況等にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の教育や保育を提供できる体制の整備と働きやすい環境づくりを進めます。

2. 重点施策

施策テーマを横断して推進する重点施策を以下のとおり設定します。

重点施策1 子どもたちが 未来に夢を持てる 環境づくり

本市で育つすべての子どもが、自らの可能性を見出し、将来に希望を抱き、チャレンジするためには、地域社会全体で子育てにかかわることが重要です。

子どもが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育めるよう、豊かな自然や芸術文化など、多様な地域資源を活かすとともに、ICT教育や、英語教育、環境教育など、特色ある教育の充実を積極的に図ります。また、学校、地域、家庭が協力し、異年齢の子どもや様々な大人と出会う機会を増やすとともに、様々な感動を体験できる機会を充実させ、子どもが未来に夢や目標を持ち、チャレンジできる支援体制を構築していきます。

指標（K P I）	現状値 (2018 年度)	目標値
将来の夢や目標を持っている子どもの割合（小学 6 年生）	69.3%	80.0%以上
将来の夢や目標を持っている子どもの割合（中学 3 年生）	49.3%	55.0%以上
全国学力・学習状況調査結果（小学校） （全国の正答率を 100 とした指数）	99.2	103.0
全国学力・学習状況調査結果（中学校） （全国の正答率を 100 とした指数）	101.4	105.0

◆ 主な事業・取組

- ・情報教育の推進 ・ICT 活用教育推進事業 ・英語教育の充実
- ・宇宙教育の推進 ・トップアスリート等招聘
- ・生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業 など

重点施策2 利用者視点に立った快適な相談支援体制の充実

子育てに関する様々な情報を広く提供できる体制を整備するとともに、子育てに関する情報交換や相談の場として、子育て支援センター等の機能の充実を図るとともに、地域で子育て支援等に従事する方や関心を持たれる方を子ども・子育て支援の専門職として養成し、子育てを支える地域の人材として活躍を促進するなど、地域の近い場所で気軽に相談できる場やさまざまなケースに適切に対応できるような相談体制の充実を進めます。また、子育て世帯が安心して、楽しみながら子育てできるように、地域で気軽に交流できる居場所づくりの充実や、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

指標（KPI）	現状値 (2018年度)	目標値
（仮称）子どもプラザの開設	－	令和4年度開設
うべ子育てパートナーの認定者数	－	150人
子育て支援拠点利用者数	65,121人	112,000人

◆主な事業・取組

- ・うべ子育てパートナーの養成・活用
- ・（仮称）子どもプラザの整備
- ・子育てサークル（つどいの広場事業）の充実
- ・子どもの居場所づくりの推進 など

重点施策3 乳幼児期の教育と保育環境の充実

ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどに関わらず、それぞれに適した乳幼児期の教育や保育が提供できる体制の整備に取り組みます。

また、質の高い教育・保育の充実に向け、専門人材の活用など多様な事業・サービスの展開を図るとともに、教育・保育の一体的な提供などを推進します。

あわせて、働きやすい環境づくりとして、企業に対する子育て家庭への理解促進をはじめ、父親と母親の協力による子育ての促進にも取り組みます。

指標（KPI）	現状値 (2018年度)	目標値
保育園の待機児童の解消（待機児童数）	10人	0人
学童保育クラブにおける学習プログラムの実施数	246	400
うべ妊婦・子ども応援団の登録数	－	200

◆主な事業・取組

- ・公立保育園の建て替え
- ・独学の保育士資格取得を補助
- ・保育補助者の活用促進
- ・妊婦応援都市宣言
- ・学童保育クラブ学習プログラムの拡充
- ・医療的ケア児支援 など

第5章 行動計画

1. 施策の体系

基本理念	「家族」「地域」「社会」で支える ～誰ひとり取り残さない子育て応援～
目 標	未来を担う子どもたちが 健やかに生まれ育ち 夢を持てる環境づくり

施策テーマ1 子どもの教育や才能を見出す環境の整備

1-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実

1-2 家庭や地域の教育力の向上

1-3 子どもたちの多様な可能性を拓かせる支援

施策テーマ2 母性並びに子どもの健康の確保及び増進【母子保健計画】

2-1 安全な妊娠・出産・産後への支援

2-2 子どもの健やかな成長発達への支援

2-3 思春期からの健康づくりへの支援

2-4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進

2-5 小児医療の充実

施策テーマ3 健やかな子育てを支援する生活環境の整備

3-1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進

3-2 経済的な支援が必要な児童などへの支援

3-3 障害児施策の充実

3-4 外国籍等の子どもや家庭への対応

3-5 親子が楽しんで出かけられる環境の整備

3-6 良質な居住環境の整備

施策テーマ4 地域における子育ての支援

4-1 子育て支援事業の充実

4-2 保育事業の充実

4-3 子育て支援のネットワークづくり

4-4 子どもの健全育成

施策テーマ5 子育て意識の高揚

5-1 次代の親の育成

5-2 子育てに関する広報・啓発活動の充実

5-3 子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

2. 施策の展開

施策テーマに沿って、施策・事業を効果的に推進します。また、重点施策1から3に関連する取組は、**重点1**から**重点3**のマークを、「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する取組には、**創生**のマークを付しています。

施策テーマ1 子どもの教育や才能を見出す環境の整備

1-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実

子どもたち一人ひとりが、社会の一員であることを自覚し、未来に向けて自分の夢を描き、夢の実現をめざしながら主体的に生きていこうとする「生きる力」を育むことが重要です。本市では、「宇部市教育振興基本計画」の基本理念「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」を掲げ、教育に関する様々な施策を総合的・体系的に実施しています。児童・生徒の学びの基礎力を定着させるとともに、学力の向上に向けて、取組を推進します。

小・中学校少人数指導の導入、スクールカウンセラーの派遣など、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むために、教育環境等の整備を進めます。また、幼・保・小の連携により、学校生活へのスムーズな移行を図ります。

① 確かな学力の向上や健やかな心身の育成

事業名	内容	担当課
一人ひとりの能力適性に応じた教育の推進 重点1	学習指導要領の趣旨をふまえ、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、一人ひとりの能力・適性に応じた教育を推進します。児童・生徒が分かる授業を目指し、授業改善を行っていきます。	学校教育課
少人数指導の導入	「小・中学校少人数指導の導入」により、個々の児童・生徒に応じた指導を実施します。	学校教育課
総合的な学習の時間推進事業 重点1	環境や地域の文化をテーマにした実践を充実させるために、総合的な学習の時間における講師招聘に関わる費用や消耗品費等を各学校に助成します。地域との連携を強化し、郷土への理解を深める学習の充実を図ります。	学校教育課
学校教育活動支援ボランティアの推進	学校行事や体験活動の支援、環境整備など多様化する学校からのニーズに対応するため、学校教育活動支援ボランティアによる支援活動を推進します。	コミュニティスクール推進課
スクールカウンセラーの派遣 重点1 創生	いじめ、不登校等に適切に対応するため、全小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。	教育支援課
指導者の研修機会の充実	小・中学校教育研究会、宇部市中学校生徒指導・教育相談担当教員研修会、幼・保・小連携教育研修会を実施します。令和2年度からの夏季休業の短縮を考慮し、各種研修会等の実施時期を検討します。	学校教育課

事業名	内容	担当課
道徳教育の推進	道徳的価値の自覚を深め、豊かな人間性を育む道徳教育の一層の推進を図ります。 小・中学校ともに道徳科完全実施により、授業改善や評価に向けた取組の充実を図ります。	学校教育課
文化活動等の実施	学校や地域における子どもたちの文化活動や文化芸術の鑑賞機会として、小学校音楽祭、中学校合唱祭、幼児児童生徒作品展などを実施します。	学校教育課
健康と体力を育む教育の推進	体育や運動部活動等を通して、たくましく生きるための健康と体力を育む教育を推進します。また、健やかな体の育成に向けた適切な生活習慣を身につけるための教育を推進します。 部活動においては、部活動指導員と連携しながら運営を行います。	学校教育課
情報教育の推進 重点1	タブレットPCを配備し、情報教育を推進します。また、各学校がHPを作成し、情報を提供します。 さらに、ICT機器の活用に関する指導力の向上を図るため教職員の研修を実施します。	学校教育課
英語教育の充実 重点1 創生	小学校外国語活動、英語科の授業数の増加に対応するため、計画的に外国語指導助手(ALT)を配置するとともに小学校1, 2年生にも派遣し、小学校外国語活動の充実を図ります。また、中学校においてはオンライン英会話の全学年実施や英検3級以上の受検料の半額を助成等英語に対する学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
ふれあい教室不登校対策推進事業 創生	不登校児童生徒を対象に、ふれあい教室において相談活動、学習支援等を行うとともに、ふれあいセンター等での体験活動等を行い、児童生徒の自立支援と学校復帰を図ります。	教育支援課
校内ふれあい教室の充実 創生	全中学校に校内ふれあい教室を設置し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習支援や登校支援を実施します。	教育支援課
訪問型家庭教育支援事業 創生	地域のボランティアやスクールソーシャルワーカーがチームを組んで、不登校傾向の家庭等へ訪問し登校を支援します。	教育支援課
こどもエコクラブ普及推進事業	子ども達が環境保全活動に継続的・主体的に参加し、幼年少期から環境に配慮した生活態度を育成するこどもエコクラブ事業を推進します。 こどもエコクラブに関心を持ってもらえるよう教育機関以外にも広く情報発信します。また、登録団体の活動に対し、市から物品の支援を行います。	環境政策課
こどもエコ教室	幼児が楽しみながら環境活動・学習を行う講座を開催し、環境に配慮した生活態度の育成を図ります。	環境政策課
土曜日教育活動の推進 重点1 創生	高校や地元企業等の協力により実施される土曜日教育プログラムを支援し、教育支援体制の充実を図ります。	コミュニティスクール推進課
ICT活用教育推進事業 重点1 創生	GIGAスクールネットワークの導入等により、ICTを活用した教育を推進します。また、北部地域の教育環境改善のための遠隔授業を実施します。	学校教育課
学びの創造推進事業 重点1 創生	各学校において、公開授業研究会を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立つ授業づくりを推進します。	学校教育課
小中一貫教育 重点1 創生	連携する小・中学校で9年間を見通したカリキュラムを作成し、小中相互の乗り入れ授業など、系統的な学習指導を実施することで、子どもたちの確かな学力の定着を図り、生きる力を育みます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
家庭学習定着プログラム活用事業 重点1 創生	全国学力・学校学習状況調査の結果分析に基づき、各学校の課題に応じた「やまぐち学習支援プログラム」を活用した補充授業や家庭学習用プリントにより基礎基本の定着を図ります。	学校教育課
ユニバーサルデザイン教育推進事業 創生	特別な支援を必要とする児童生徒を含めた、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりや生活しやすい学級づくりを推進します。	学校教育課
宇部の精神を知る事業 創生	宇部市の歴史や文化、産業など現在の宇部市を構成している社会的な事象についての学習を実施します。	学校教育課
中学生向け LGBT 啓発 創生	LGBT への理解を図るために、中学生向けの啓発紙を作成し、授業等で活用します。	人権・男女共同参画推進課 学校教育課

② 信頼される学校づくりの推進

事業名	内容	担当課
コミュニティ・スクールの推進 重点1 創生	地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域とともにある学校づくりを推進します。	コミュニティスクール推進課
障害児教育への支援	特別支援教育校内コーディネーター等養成研修会等で発達障害や共生社会の実現に関する研修を行うなど研修内容の充実を図り、障害児教育の支援につなげます。	教育支援課
小・中学校における防災計画	防犯や救急処置、安全管理など信頼される学校づくりに取り組みます。 引き渡し訓練を実施し、交通渋滞への対応や各学校への緊急連絡方法などについての見直しを図ります。	学校教育課
私立高等学校事業活動費助成事業	私立高等学校の教育振興を図るために、事業活動を支援します。	教委総務課

③ 幼児教育の振興

事業名	内容	担当課
私立幼稚園の事業活動支援事業 重点3 創生	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園の事業活動を支援します。	保育幼稚園学童課

④ 関係機関の連携体制の充実

事業名	内容	担当課
幼・保・小連携体制の推進 創生	幼・保・小連携を積極的に推進し、小学校におけるスタートプログラムの作成を支援します。また、小学校への滑らかな接続を意識した教育内容等について、研修を充実するとともに、教員や保育士間で情報を共有し、学校生活へのスムーズな移行を図ります。	学校教育課

1-2 家庭や地域の教育力の向上

地域社会における人々の結びつきが希薄となり、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、本市では、子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取組を行います。

子どもを持つ保護者を対象に、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、学習機会を提供するなど家庭教育支援を充実します。また、地域の協力を得て、多世代・同世代交流や様々な体験活動の場を提供し、地域全体で子どもたちを見守り育ていく環境づくりを推進します。

① 家庭教育への支援の充実

事業名	内容	担当課
参観日等の活用	保護者が積極的に学校教育にかかわることのできる体制づくり、支援づくりを確立します。	学校教育課
学校・家庭・地域の連携	学校と家庭、地域との連携をさらに密にし、学校安全対策の充実、家庭への支援体制づくりを行います。	学校教育課
家庭教育支援の推進	保護者同士が、保護者の役割や子どものしつけなど、家庭教育に関する諸問題について学びあい交流する場を提供し、家庭教育支援の充実を図ります。	コミュニティスクール推進課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業 重点1	生活困窮世帯の子ども(中学生)に対し、学習会の開催や体験学習を行い、高校進学のための学力向上を図るとともに、子どもの社会的な居場所づくりとしての支援を行います。 また、必要に応じて、実施箇所数を増加していきます。	こども・若者応援課

② 地域の教育力の向上

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室の推進 重点1 創生	放課後や週末等に地域の参画を得て、様々な文化活動・交流学習活動を行い、地域社会の中で子どもを育てる環境づくりを推進します。	コミュニティスクール推進課
各地区における生涯学習活動の支援	各地区の地域課題や地域づくりについての学習を通して、人材の発掘や育成を行う活動を支援します。	市民活動課
生涯学習人材バンクの周知	生涯学習人材バンクを周知し、子どもたちの学習あるいは子育てのための学習活動を支援します。	市民活動課
有害な環境の浄化	山口県青少年健全育成条例に基づき、有害図書類等の取扱い店舗や自動販売機の点検及び深夜営業施設の実地調査などを行い、青少年にとって有害な環境の浄化を図ります。	教育支援課
視聴覚教材・機材の貸出し	地域、団体等への視聴覚教材・機材の貸出しを無料で行うことにより市民の生涯学習活動を支援します。	図書館

1-3 子どもたちの多様な可能性を拓かせる支援

本市では、市内のいたるところに、200点を超える野外彫刻が常設展示されており、これらのアートを通じて、子どもたちに創造性や生きる知恵といった未来を育むために欠かすことのできないものを学ぶ機会を提供します。

令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックでは世界のトップアスリートと交流できる機会となります。また、本市はレノファ山口のホームタウンのひとつとなっており、応援ツアーを実施しています。これらトップアスリートにふれる機会を今後も提供し、子どものスポーツへの関心を高め、トップアスリートへの夢を育むなど、多様な可能性が拓くような取組を行います。

① 子どもの活動体験の充実

事業名	内容	担当課
授業の中での体験活動の実施	小・中学校の実情に応じて、効果的な自然体験活動や奉仕活動等を実施します。	学校教育課
青少年団体の活動への支援	子ども会、海洋少年団など児童の健全育成活動を支援します。	こども・若者応援課
まつり行事への参加促進	宇部まつりなど地域行事への小・中・高校生の参加を促進し、子ども自身が未来の担い手として考え行動できる環境を整備します。	観光・グローバル推進課
彫刻教育の推進 創生	UBEビエンナーレ展示会場での野外彫刻鑑賞を、全小学校対象に実施します。 また、市内中学生を対象に彫刻家等によるワークショップを開催します。	UBEビエンナーレ推進課
伝統文化推進事業	赤間硯を使った書写の授業を全小学校を対象に実施します。 琴に触れる音楽の授業を全中学校で実施します。	学校教育課
外部人材の活用 重点1	全小中学校において、外部人材を活用した授業や職場見学、職場体験を実施します。 また、学校運営協議会等と連携し、地域人材の活用、異校種交流など地域の特性を生かした人材育成に取り組みます。	学校教育課
宇宙教育の推進 重点1 創生	山口大学やJAXA等と連携して、宇宙をテーマとした講演会等を実施し、科学技術に一層の興味を持つ児童生徒や、将来のイノベーション人材を育成します。また、宇宙が身近に感じられる教育施設を整備します。	コミュニティスクール推進課
トップアスリート・アーティスト招聘 重点1 創生	小中学生に対し、夢を抱くことの素晴らしさを文化芸術やスポーツを通し伝えるため、実績・ノウハウを持つ（一財）宇部市文化創造財団及び（一社）宇部市スポーツコミッションと連携して、アーティストや専門家、オリンピック・パラリンピアンやトップアスリートを講師として招聘し、講演・パフォーマンス・体験会等を実施します。	文化・スポーツ振興課
乳幼児体験プログラム事業 重点1	幼稚園・保育所において、様々な体験プログラムの実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を行います。	保育幼稚園学童課

② 若者の活躍の場の提供

事業名	内容	担当課
若者活躍サポート応援事業 創生	若者の居場所(若者ほっとカフェ、若者ふりスペース)を一体的に運用し、相談対応から社会への参画・自立につながる支援を行います。また、年齢の異なる若者や、異業種の若者が交流する取組を企画・実践するなど、若者の交流と活躍の場を創出します。 さらに、市・県教育委員会と連携して、中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者を捕捉し、置かれている様々な事情に添った相談・支援を進めていきます。	こども・若者 応援課

施策テーマ2 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

2-1 安全な妊娠・出産・産後への支援

妊娠から出産・産後まで健やかに過ごすため、親子健康手帳の交付時をはじめ妊産婦健康診査や子育て世代包括支援センターUbe ハピ等での相談、妊娠7か月面接、産後うつ等精神的ケアなど、様々な機会を通して、妊娠期から切れ目のない母子の健康支援に努めるとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、安心して子育てできる支援体制の充実を図ります。

① 妊産婦等の心身の健康に対する支援体制の充実

事業名	内容	担当課
親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の相談の充実 重点2	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に、保健師等が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図ります。また、医療機関と連携して、ハイリスク妊婦の把握に努め、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう適切な支援を行います。	こども・若者 応援課
妊産婦健康診査の実施 重点2	産婦人科との連携を図りながら妊娠の経過や産後の体調を確認し、異常の早期発見・早期治療及び継続的支援につなげます。	こども・若者 応援課
マタニティ・サロン(妊婦教室)の開催 重点2	妊娠中の過ごし方や産後の心と体の変化など、妊娠・出産についての正しい知識を学ぶマタニティ・サロンを開催します。また、親になる準備として、沐浴指導や子育て支援拠点の見学など、育児を体験する機会を提供します。	こども・若者 応援課
産後うつ等の精神的ケア 重点2 創生	産後直後から発生頻度が増す産後うつの対応は、産後の健康診査等の場を活用し、産婦人科をはじめとする医療機関との連携のもと、妊娠期からの継続的支援を行います。また、研修を通じて、妊産婦に関わるスタッフのスキルアップを図ります。	こども・若者 応援課
子育て世代包括支援センターの機能強化 重点2 創生	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援拠点として、子育て世代包括支援センターUbe ハピの機能・体制の強化を図り、関係機関と連携して妊産婦等へのきめ細かな支援を行います。	こども・若者 応援課
産前・産後サポート事業 重点2 創生	デイサービス型として、マタニティ・サロン等を開催し、気軽に集まれる場を設置します。	こども・若者 応援課
産後ケア事業 重点2 創生	産科退院直後の母子に対する心身のケア及び育児のサポートとして、デイサービス、ショートステイの実施など、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	こども・若者 応援課

② 不妊治療等支援事業の充実

事業名	内容	担当課
不妊・不育に対する支援の充実 創生	不妊・不育に係る相談等を実施するとともに、助成事業の普及・啓発に努め、子どもを生みたいと望む方が生み育てやすい環境づくりを進めます。	こども・若者 応援課

③ 妊婦応援都市の推進

事業名	内容	担当課
妊婦応援都市の推進 重点2 重点3 創生	妊産婦や子育て世代を大切にすることを醸成するため、キャンペーンを実施します。 うべ妊婦・子ども応援団として、子ども・子育てに関する事業に協力する企業や団体を募集します。	こども・若者 応援課
「赤ちゃん誕生おめでとう箱」の創設	「赤ちゃん誕生おめでとう箱」に、うべ妊婦・子ども応援団の提供による赤ちゃん用品等を詰めてプレゼントし、赤ちゃん誕生を官民あげて地域ぐるみでお祝いします。	こども・若者 応援課
「妊婦・子ども応援クーポン」制度の創設 創生	「うべ妊婦・子ども応援団」に加盟する企業や団体の協賛のもと、妊娠期から子育て期に幅広く利用できる「妊婦・子ども応援クーポン」制度を創設し、官民あげて地域ぐるみでの子育て支援を展開します。	子育て支援課
「うべ子育てパートナー」の養成・活用 重点2 創生	地域共生社会を支える人財の一員となるよう、地域で子育て支援等に従事する方や関心を持たれる方に、必要な研修を行い、修了者を、子ども・子育て支援の専門職として「うべ子育てパートナー」に認定します。	こども・若者 応援課

2-2 子どもの健やかな成長発達への支援

乳幼児健康診査や子育て世代包括支援センターUbe ハビにおける窓口相談、こんにちは赤ちゃん事業等の訪問相談などの母子保健事業を通じ、成長発達の的確な評価を行うとともに、必要に応じて適切な医療や保健指導につなげます。

また、子どもの心身の状態や発達・発育の状況によって子どもの育てにくさを感じている家庭を早期に発見し、安心して子育てができるよう関係機関と連携して継続的に支援するとともに、子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくりに努めます。

① 乳幼児期の健康管理体制の充実

事業名	内容	担当課
乳幼児健康診査 (2週間、1か月、3 か月、7か月、1歳6 か月、3歳、5歳)の 実施 創生	疾患や障害の早期発見と育児不安を解消する場や交流の場として活用します。また、医療機関と連携を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。また、健診受診の必要性について周知・啓発をするなど受診勧奨に取り組みます。	こども・若者 応援課
育児相談の充実 重点2 創生	地区育児相談を開催し、身近な地域における育児不安を解消する場や交流の場の確保に取り組みます。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、来所相談や電話相談、家庭訪問による相談などを行います。	こども・若者 応援課
離乳食教室の開催	離乳食の大切さや、子どもの発達に合わせた進め方・作り方が学べるよう、栄養士の協力のもと離乳食教室を実施します。	こども・若者 応援課
母子保健推進員や あかちゃん訪問員 の活動への支援 重点2	子育ての孤立化を防止し、育児不安の解消を図る母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動を支援します。また、赤ちゃん訪問連絡会の実施や訪問員の新任研修や更新研修を通じて、訪問員の資質の向上に努めます。	こども・若者 応援課

事業名	内容	担当課
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施 重点2	生後4か月までの乳児がいる家庭全戸を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで、保護者の不安や悩みの解消、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	こども・若者 応援課
ハートつながるブックスタートの実施	「こんにちは赤ちゃん事業」と合わせて、一人ひとりに「ブックスタートパック」を贈り、絵本とふれあうことや、読み聞かせの大切さを伝えます。	こども・若者 応援課 図書館
子どもの事故防止の啓発	誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故について、子育てメールやパンフレットをはじめ各種健診や家庭訪問、出前講座等を通じて情報提供し、事故防止を啓発します。	こども・若者 応援課
乳幼児突然死症候群(SIDS)の啓発	子どもを持つ家族が、SIDSの予防に努めることができるよう、こんにちは赤ちゃん事業やSIDS防止月間等の機会を通じた普及啓発を行います。	こども・若者 応援課

② 育てにくさを感じる親により添う支援

事業名	内容	担当課
要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援	疾患や障害の早期発見のための乳幼児健康診査の充実及び疾病や事故予防の保健指導、また、発見後の支援を関係機関と連携して行います。	こども・若者 応援課
育てにくさを感じる親への早期支援体制の整備 重点2	育児をする親が孤立しないよう、妊娠届け出時、妊娠7か月面接時、乳幼児健診時等を通して、相談先等について情報提供を行います。また、関係機関・専門機関と連携して支援します。	こども・若者 応援課
療育相談会と総合療育システム会議の活用	児童相談所が、心身に障害がある(あると疑われる)乳幼児を対象に開催する療育相談会と総合療育システム会議を活用し、医療・保健・福祉・教育等の関連機関が相互に連携を図りながら、適切な助言・指導や障害の状況に適した治療及び療育を実施します。	こども・若者 応援課

2-3 思春期からの健康づくりへの支援

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、たばこ・アルコール・薬物、性や性感染症等の正しい知識を教育機関と連携して普及します。また、学童期、思春期におけるこころの問題に対応できるよう、保護者や教育機関、医療関係者と連携して相談支援体制の充実に取り組みます。

① 喫煙防止、飲酒禁止、薬物乱用防止教育の充実

事業名	内容	担当課
小・中学校における喫煙防止や薬物乱用防止教育の充実	小・中学生を対象とする喫煙防止教育や薬物乱用防止教育を、医療・保健等の関係機関と連携を図りながら実施します。	学校教育課
喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止に関する情報提供、啓発活動	喫煙・飲酒・薬物乱用が成長発達へ及ぼす有害性について、学校等関係機関と連携し、パンフレットやホームページ、周知強化月間のPR活動等を通じ広く啓発します。	こども・若者応援課

② 性に関する教育の充実

事業名	内容	担当課
性や性感染症に関する正しい知識の普及	小・中学生に対し、自分の身体、命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し、認め合う感性を育てるため、発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。	学校教育課
性や性感染症等に関する正しい知識の普及と性の問題についての意識啓発	学校等関係機関と連携し、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。	こども・若者応援課

③ こころの問題への対応の充実

事業名	内容	担当課
女子生徒の制服にスカート・スラックス併用	平成29年10月に改定した「宇部市いじめ防止基本方針」のもと、LGBTなど性的少数者が、いじめや差別を受けることがないよう各学校に周知します。 制服については、本人や保護者の意向に柔軟に対応します。	教育支援課
ゲーム・ネット依存対策	外部講師を招いての研修会の実施や不登校支援等の関係者のスキルアップを図ります。	教育支援課
児童生徒のネットトラブル予防	小中学校が連携した「ノーメディア・デー」を実施します。 ICT機器の基本的な操作だけでなく情報モラル等情報活用能力を育成するために、教員の指導力の向上を図るとともに、学校保健委員会等でPTA対象の研修を実施します。	学校教育課

2-4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進

子ども及び妊産婦に対して、生涯にわたる健康づくりの基本となる「歯及び口腔の健康保持」「食」の大切さを啓発します。また、子どもについては学校保健等、妊産婦については医療機関と連携し、適正な食生活や体重管理の重要性についても広めていきます。

① 歯・口腔に関する情報提供、啓発活動の充実

事業名	内容	担当課
歯及び口腔の健康の保持	乳幼児期から継続した歯及び口腔の健康の保持に向けて、健康診査や育児サークルなどの場を活用して、歯科保健指導を推進します。また、妊婦歯周病検診費用の助成及び妊娠中の面談やマタニティ・サロンを通して、妊娠期から胎児の歯及び口腔の健康の保持の重要性を啓発します。	こども・若者 応援課

② 食に関する情報提供、啓発活動の充実

事業名	内容	担当課
保育所・幼稚園等における食育の推進	保育所や幼稚園等において、講座の開催などを通して、食育に関する保護者への啓発を行います。 公立保育園児の保護者、職員に毎月1回「きゅうしょくだより」を発行するほか、「食育ハンドブック」をホームページやイベントなどで公開し広く食育を推進していきます。	こども・若者 応援課 保育幼稚園 学童課
小・中学校における食育の推進	小・中学校における食育の授業などを通じて家庭への啓発を行います。	学校教育課 こども・若者 応援課
学校給食地産地消推進事業 創生	宇部産の野菜や魚を給食に利用することで、子どもたちの地元農林水産業への理解を深めるとともに消費拡大を図り、産業振興を促進します。	学校給食課 農林振興課 水産振興課
うべ元気ブランド認証製品活用促進事業 創生	地元の1次産品を使って作られたうべ元気ブランド認証製品を学校給食に活用することで、子どもたちのふるさとの産業への関心を育みます。	6次産業 推進課
小学校における体験活動	総合的な学習の時間等を利用して、小学生を対象とした食育、食に関する体験活動を実施します。 また、学校内での食育指導体制を整備し、給食時や保健、家庭科等、効果的な場での食育指導の充実に取り組みます。	学校教育課
地域における食育の推進	食生活改善推進協議会等の関係機関と連携し、朝ごはん摂取の推進や地産地消・郷土料理、塩分を控えた正しい食生活などについて、各地域の料理教室の開催を通して普及・啓発に取り組みます。	健康増進課 こども・若者 応援課
企業との連携による食育の推進	企業や市内のスーパーマーケットと連携・協力し、食体験のイベント開催など食育の啓発を行います。無関心層などに対する啓発方法等について検討します。	健康増進課
正しい食生活の習慣づくり	思春期から正しい生活リズム・食生活を習慣づけ、健康な心身を保持できるよう、食生活推進員との連携のもと「早寝・早起き・朝ごはん」の推進や生活習慣病予防の意識啓発を行います。	こども・若者 応援課 健康増進課

2-5 小児医療の充実

乳幼児健康診査により疾病等を早期に発見し、医療につなぎます。

すべての子どもたちが適切に医療を受けられるよう、小児科や子どもの疾病に関わる診療科、関係機関が連携し支援できる環境を整えます。また、治療中・入院中の子どもが、治療後、退院後も安心して地域で生活できるよう、関係機関のネットワーク構築に努めます。

休日・夜間の小児救急医療については、関係機関と連携し医療を充実します。また、夜間・救急時に相談できる小児救急医療電話相談（＃8000）を広く啓発します。

感染症予防については、予防接種の意識向上を図り接種率の向上に努めます。

① 小児医療の充実

事業名	内容	担当課
小児一次救急医療体制の確保	時間外診療が安心して受けられるよう、休日及び夜間の小児一次救急医療体制の確保を図ります。	健康増進課
小児一次救急医療の適正な受診方法の啓発	休日及び夜間の小児救急医療の適正受診について、関係機関と協力し、ホームページやチラシ、健診、子どもが集まる行事等を通じて周知・促進を図ります。 また、診療時間外の小児一次救急医療について、適正な医療のかかり方を啓発します。	こども・若者 応援課 健康増進課
小児救急医療電話相談（＃8000）の啓発	夜間、子どもの急な病気に対して、相談を受け、適切な医療受診につなぐ小児救急医療電話相談（＃8000）を広く啓発します。	健康増進課 こども・若者 応援課
予防接種への意識の向上	小児科医と連携し、乳幼児の健康診査等を通じて、予防接種の必要性について啓発するとともに、仮入学や就学時検診時等を利用し未接種者の接種勧奨を行います。 また、法定外予防接種（任意接種）費用の一部助成等、感染症予防対策を進めます。	こども・若者 応援課 健康増進課
未熟児・低出生体重児への支援	医療機関など関係機関と連携し、未熟児・低出生体重児とその家族に対する支援を継続的にを行います。	こども・若者 応援課

施策テーマ3 健やかな子育てを支援する生活環境の整備

3-1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進

子どもを事故や犯罪等の被害から守るため、危険箇所や「子ども110番の家」等の場所を子どもの視点により集約し、活用しながら、「見守り隊」等地域住民による見守り、防犯訓練等の活動を推進します。

また、各種啓発行事や人権学習会を実施し、現在の様々な環境に対応した、子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発を進めるとともに、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や立ち直りの支援を図る等、発生予防から早期発見、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援を講じます。

① 防犯に関する情報提供や関係機関の連携体制の充実

事業名	内容	担当課
地域住民による見守り	地域における児童の安全に関する総合的な対策を推進するため、子ども110番の家の機能の充実を図り、地域住民による小・中学生の見守りを行います。	こども・若者 応援課
防犯訓練	実際の災害に近い状況を想定しながら、地域住民と連携し、様々な状況や対象者に合わせた、防犯学習、防犯避難訓練を実施します。	学校教育課
危険箇所マップの作成・活用	校区ごとに通学路や公園等の点検を行い、危険箇所マップを作成し、全市的に広く周知・活用を図ります。	学校教育課 こども・若者 応援課
宇部市防犯対策協議会との連携 創生	市民の自主防犯行動を促進するための情報提供や、犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換を行います。また、学校関係者（PTA等）や防犯ボランティアによるパトロール活動、子ども・保護者・学校関係者・地域住民を対象とする防犯学習、講習、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援を実施します。さらに、事件が発生した場合、すばやく自治会ぐるみで地区内パトロールを強化します。	市民活動課
消費者教育 創生	消費者被害未然防止のため学校等と連携し、若年者を対象とした講座や文化祭を活用したイベントの開催等意識啓発に取り組めます。	市民活動課

② 児童虐待における関係機関の連携と人権擁護についての教育啓発体制の充実

事業名	内容	担当課
関係機関の連携と虐待防止の推進	児童相談所からの送致ケースの対応や要保護児童対策地域協議会実務者を対象とした研修会の内容等について、さらなる充実を図り、関係機関との連携を強化しながら、虐待の早期発見や未然防止を実施します。	こども・若者 応援課
子ども家庭総合支援拠点の運営 創生	要支援児童・要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象に、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、実情の把握・相談等への対応など、必要な支援を実施します。	こども・若者 応援課

事業名	内容	担当課
いじめの未然防止・再発防止体制の整備 創生	いじめ防止対策推進法や宇部市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等について、家庭、地域、関係機関及び団体が、連携した取組を推進します。また、「宇部市いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめによる慎重かつ公平な事実関係の調査等を行います。いじめの重大事態発生による再調査が必要な場合は、「宇部市いじめ問題検証委員会」を設置し調査を行います。	教育支援課 人権・男女共同参画推進課
SNSを活用したいじめ対策推進事業 重点1 創生	匿名で相談できるアプリの導入及び脱いじめ傍観者教育を全中学校の生徒を対象に実施します。	教育支援課
子どもの人権の尊重や擁護についての教育・啓発の充実	人権擁護委員や関係部署と連携を図り、「人権交流ひろば」や地域のふるさとまつりなどを通じて、子どもの人権啓発に努めます。また、人権教育推進委員協議会による人権学習会、人権学習セミナー、学校による人権講演会の開催や研修内容の充実等により、子どもの人権尊重への意識向上を図ります。	人権・男女共同参画推進課 人権教育課
養育支援が必要な家庭に対する支援の充実 重点2	健康診査の実施や関係機関との連携等により、養育支援を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、状況に応じた必要な支援を行います。	こども・若者応援課
妊娠期からの早期支援の実施 重点2	妊娠届出や妊娠7か月の際に専門職が面談を行い、虐待のリスクが高いとされる特定妊婦（予期しない妊娠や問題を抱える妊婦等）を把握、地域での相談対応など、柔軟・適切な支援につなげます。	こども・若者応援課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問）・養育支援訪問の実施 重点2 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、支援が必要な家庭には、保健師・看護師等を中心に関係機関が連携して、定期的な支援を行います。	こども・若者応援課

③ 被害にあった子どもの保護の推進

事業名	内容	担当課
緊急時スクールカウンセラーの派遣	精神科医や、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー等の専門家を学校に派遣し、様々な事件や事故の当事者となる子ども及びフォローする教職員等の精神的なケアを行います。	教育支援課

3-2 経済的な支援が必要な児童などへの支援

経済的支援やこころの支え等が必要な家庭に対して、相談体制の充実や就業支援等総合的な対策に取り組み、自立促進と子どもの健全育成につなげます。

① 生活支援の充実

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等への生活向上支援 重点2 創生	ひとり親家庭等の総合相談窓口を設置し、母子・父子自立支援員が、子育て、生活、就業、養育費確保などの諸課題について、助言、指導及び関係機関の紹介など総合的な支援をワンストップで行います。 また、ひとり親家庭が交流し悩みを相談し合える場を設け、諸課題の解決につなげます。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭への経済的支援として、父または母と生計を同じくしていない児童等を養育している保護者に、手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成制度 創生	ひとり親家庭の児童及び父又は母の医療費の自己負担分を助成し、医療にかかるひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格の取得を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもの学び直しを支援し、より良い条件での就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。	子育て支援課
ドメスティック・バイオレンスへの対応	多様かつ複雑化してきている相談に対して、宇部市配偶者暴力相談支援センターにおいて、きめ細やかな対応を行います。 また、「宇部市DV防止支援ネットワーク」における関係機関との連携を強化しながら、被害者の速やかな支援に向けたワンストップでの対応を行います。	人権・男女共同参画推進課
母子生活支援施設による自立支援 創生	関係機関と連携しながら、母子生活支援施設の利用者への生活相談・指導を通じ、自立を支援します。	こども・若者応援課
うべ版母子生活支援施設等確保事業 創生	DV・児童虐待により、被害を受けた母子の保護・自立支援を図るため、空き家などの民間施設の活用等を検討します。	人権・男女共同参画推進課 こども・若者応援課

3-3 障害児施策の充実

障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、教員や保育士だけでなく、関係する支援者等に広く学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児の研修の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。

また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、それぞれの子どもの障害の状況に応じた適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携した受入れ体制の整備に取り組みます。

① 早期発見・早期治療、早期療育体制の整備

事業名	内容	担当課
障害児の保育、教育のための研修機会の充実	教員や保育士に対する学習障害(LD)、注意欠陥多動障害(ADHD)、高機能自閉症等をはじめとする障害に対する理解と支援技術向上の研修の充実を図るほか、研修会の一部を公開講座とし、教員以外の支援者への研修機会にもつなげます。 また、事例検討会を開催し、個別事例に即した支援方法の検討を行います。	教育支援課 保育幼稚園 学童課
障害児の早期療育 重点2	児童発達支援センターうべつくし園を、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。さらに、家族のスキル向上支援やピアサポートの推進など発達障害児者及び家族の支援を実施します。	障害福祉課
療育相談会と総合療育システム会議の活用	児童相談所が、心身に障害がある(あると疑われる)乳幼児を対象に開催する療育相談会と総合療育システム会議を活用し、医療・保健・福祉・教育等の関連機関が相互に連携を図りながら、子どもの成長発達に合わせた適切な助言・指導や障害の状況に適した治療及び療育を実施します。	障害福祉課 こども・若者 応援課
障害児の情報の共有・引継ぎ 重点2	障害者本人の乳幼児期から成人期までの情報を一冊にまとめる「パーソナル手帳」の活用を促進し、転居や進学、就職など環境が変化する時に、関係者がスムーズに情報を共有・伝達できる環境づくりを行います。	障害福祉課 こども・若者 応援課 教育支援課
子どもの障害に応じた支援体制 重点2 創生	幼稚園、保育所、託児所における障害に応じた指導内容の充実と福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図ります。また、5歳児健康診査及び発達相談会を実施し、保護者や関係機関等に対して、対応の助言や就学に向けての支援を実施します。	こども・若者 応援課
発達障害等相談センターの設置・運営 重点2	発達障害等の障害のある(あると疑われる)人とその家族等に対する発達・生活相談や、支援者育成のための発達障害等相談センターを設置・運営し、関係機関と連携して切れ目ない支援を実施します。 また、ペアレントトレーニングなど、保護者サポートの充実も図ります。	障害福祉課
事例検討及び問題解決のための組織機能強化事業	こども支援ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)実務者会議等における事例検討を実施し、組織的な問題解決の仕組みづくりを推進します。	教育支援課

事業名	内容	担当課
乳幼児健康診査(2週間、1か月、3か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳)の実施	乳幼児健康診査の機会を疾患や障害の早期発見と育児不安を解消する場や交流の場として活用し、支援が必要と判断した場合は、医療機関と連携を図り、適切な医療・療育につなげます。	こども・若者 応援課
発達障害児への支援ボランティアの養成 重点2 創生	発達障害に関する地域住民の理解を促進し、地域の支援体制づくりを進めます。また、ボランティア養成講座等の充実により、特性を理解した支援ができる支援ボランティアを養成し、小中学校へ配置します。	教育支援課 こども・若者 応援課
手話などの福祉教育の充実 創生	全校朝礼、ホームルーム等で簡単な手話を学ぶ機会を増やすことにより、児童生徒の手話の活用を推進するとともに、障害のある方の話を聞くことや車いす等の体験活動等を実施します。	教育支援課
「I'mPOSSIBLE」(アイムポッシブル)を活用した授業の実施 創生	国際パラリンピック公認教材「I'mPOSSIBLE」(アイムポッシブル)を活用した授業を全学級で実施し、障害者スポーツの推進や理解促進に取り組みます。	教育支援課

② 在宅サービスの充実

事業名	内容	担当課
相談及び情報提供	障害者相談支援事業所において、専門的な知識をもつ支援員が、福祉サービス等の利用相談や学校や地域等の各種情報の収集・提供、助言を行います。 また、関係機関と連携を図りながら地域生活を支えるための体制づくりの援助などコーディネーターとしての役割も担います。	障害福祉課
児童発達支援事業 重点2	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス事業 重点3	学校に就学する、主に18歳未満の障害児に対し、必要に応じて授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの必要な支援を行います。	障害福祉課
短期入所事業	介護者の病気等により、自宅での介護が一時的に困難な場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスを提供します。	障害福祉課
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供するとともに、関係事業所と連携し、事業の充実を図ります。	障害福祉課

③ 保育サービス等の確保

事業名	内容	担当課
障害児保育事業の推進	保育士の確保・充実を図りながら、障害児の保育所受入を促進します。	保育幼稚園 学童課

事業名	内容	担当課
学童保育クラブ障害児の受入促進	指導員の確保・充実を図りながら、学童保育における障害児の受入れを促進します。	保育幼稚園学童課
高機能自閉症など障害のある幼児の保育所・幼稚園への受入れ	関係機関と連携して障害のある子どもの保育所・幼稚園の受入れや教育相談等に応じます。	保育幼稚園学童課
医療的ケア児支援 重点3 創生	医療的ケア児とその家族の生活状況・ニーズの把握に努め、在宅で生活するための支援や、介護する家族の負担軽減につながる支援を検討実施します。 医療的ケア児の受け入れ対応のため、公立保育園の体制整備を進めていきます。	障害福祉課 こども・若者 応援課 共生社会ホス タウン推進グル ープ 保育幼稚園 学童課

④ 適切な就学指導の確保と教育体制の整備

事業名	内容	担当課
子どもの障害に応じた指導体制 重点1 創生	幼稚園、保育所、託児所における障害に応じた指導内容の充実、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の整備を図るため、関係機関との一層の連携を図ります。また、5歳児健康診査等の場を活用し、関係機関との連携のもと、発達相談会、就学相談会を実施し、就学に向けての支援を実施します。また、早期支援コーディネーター等による幼稚園、保育所等における幼児の障害に応じた指導の充実や相談支援体制の一層の充実を図ります。	こども・若者 応援課 教育支援課
高機能自閉症等の児童への支援 重点1	小・中学校の通常学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害の児童生徒に対する支援について、関係機関と調整・検討し、適切な体制づくりに努めます。	教育支援課
就学指導の充実 重点1	障害のある児童の適正な就学やその後の支援のために、教育支援委員会の充実や関係機関との連携及び指導体制の充実を図ります。	教育支援課
学校での受入れにおける体制整備 重点1 創生	各学校の状況に応じて、障害児の学校受入れの際の支援員の配置や施設整備の充実を図ります。	教育支援課
保育所等訪問支援事業	保育所等に通う障害児が、障害児以外の児童との集団生活に適應できるよう、必要に応じて、保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。	障害福祉課
山口大学医学部・院内学級入級への配慮	山口大学医学部附属病院内に設置する院内学級の充実を図ります。短期入院等の場合も、学習支援を実施します。	教育支援課

⑤ その他

事業名	内容	担当課
特別児童扶養手当	障害児を養育する保護者に対し特別児童扶養手当を支給し、障害児の福祉の増進を図ります。	子育て支援課

3-4 外国籍等の子どもや家庭への対応

外国籍の子どもや保護者、帰国子女など、日本語の理解が困難な人が円滑にコミュニケーションを行うことができ、制度や施設、サービス等の利用に困ることのない様、翻訳や日本語教室等の支援を行います。

① 円滑なコミュニケーションのための支援

事業名	内容	担当課
通訳・翻訳サービスの活用	海外で生まれ育ち、帰国した幼児や外国人の親子等が円滑に教育・保育サービスを活用できるように、通訳の配置や各所でのタブレットやAI等を用いた翻訳サービスの適用を図ります。 また、学校生活においては、授業や保護者への対応等必要に応じて通訳の配置に努めます。	学校教育課
外国人のための日本語講座	日本語を勉強したい外国人に、基礎的な日本語と生活習慣を学ぶための講座を実施します。	観光・グローバル推進課
外国人向け総合窓口の設置	外国人が日常生活を送る上での困りごとや知りたいことの相談ができるワンストップの窓口を設置して、必要な情報を提供するとともに支援が必要な場合には対応できる支援者等へつなぎます。	共生社会ホストタウン推進グループ 市民課 観光・グローバル推進課 市民活動課

3-5 親子が楽しんで出かけられる環境の整備

子どもや子どもを連れたすべての人が安心して外出できるように、歩道等の整備や公園・緑地の遊具等の整備、公共機関におけるバリアフリー化の充実を図ります。

また、気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる「赤ちゃんの駅」の設置を促進し、乳幼児を連れた外出の負担軽減を図ります。

交通安全教室の開催、自転車の正しい乗り方の指導等、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校ほか関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を進めます。

① 公共空間におけるバリアフリー化の推進

事業名	内容	担当課
歩道等の整備	歩道等の整備及び道路施設の適切な維持管理により、安全で快適な歩行空間の確保に努めるとともに、「あんしん歩行エリア」及びその周辺において、国のビッグデータを活用して、地域住民と連携しながら新たな交通安全対策に取り組めます。	道路整備課

② 子ども連れで出かけることのできる環境の整備

事業名	内容	担当課
乳幼児が利用できる図書館の整備	行事案内や「赤ちゃん絵本コーナー」等を活用しての乳幼児向け絵本の紹介、絵本の読み聞かせの定期開催等により、乳幼児の絵本との出会いを促進します。	図書館 学びの森くすのき・地域文化交流課
赤ちゃんの駅の設置促進	気軽に立ち寄れて、授乳やおむつ交換等のできる施設「赤ちゃんの駅」の設置促進やイベント等への移動式赤ちゃんの駅テントの貸出しを行い、乳幼児を連れての外出の負担軽減を図ります。	こども・若者 応援課
遊具等の公園施設の更新 創生	子ども連れで出かけられる快適な公園とするため、地元意見を取り入れながら、老朽化した遊具や施設の更新を計画的に行います。	公園緑地課
住宅地内や通学路における防犯灯の設置 創生	自治会等で設置する防犯灯の設置費用を助成します。	市民活動課
見通しの良い公園の維持管理	安全で見通しのよい公園とするため、草刈や樹木の剪定を行います。	公園緑地課
公園トイレの維持管理及び整備	公園トイレを誰もが快適に利用できるよう、公園ボランティアの協力を得ながら維持管理するとともに、設備改善や建替えを計画的に行います。	公園緑地課
子どもの遊び場環境の維持管理	子どもが安全、安心に遊べるよう、街区公園等の施設を点検し、補修、改善を行います。	公園緑地課
うべ版プレーパークの推進 創生	身近な都市公園を活用し、自分の責任で自由に遊べるプレーパークを実施するとともに、遊び場全体をコーディネートするプレイリーダーを養成します。	公園緑地課
宇部版ミズベリング・プロジェクトの推進 創生	市民団体が主催する真締川や沢波川等の水辺を活用した市民参加型のイベントを支援します。	土木河川港湾課
恩田運動公園スポーツパーク構想の推進 創生	「恩田スポーツパーク構想」に基づき、「市民一人ひとりのライフスタイルに応じた、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくり」を推進し、多世代にわたる市民の健康づくり・若者でにぎわう場の創出に取り組めます。	文化・スポーツ 振興課

③ 交通安全教育の充実

事業名	内容	担当課
関係機関が一体となった交通安全教育 創生	交通安全教室、啓発活動、親子が参加できる教室を充実するとともに、関係機関と連携しながら保育所・幼稚園、学校、家庭、地域が一体となった交通安全教育の徹底を図ります。	市民活動課 学校教育課
自転車の正しい乗り方の指導	交通安全教室等を活用し、自転車の正しい乗り方の徹底を図ります。	市民活動課
チャイルドシートの正しい使用の普及啓発	関係機関と連携しながら保育所や幼稚園における講習会や育児サークル等の場を利用し、幼児の保護者等に対するチャイルドシートの正しい使用法の指導・助言と情報提供を行います。	市民活動課

3-6 良質な居住環境の整備

子育て世帯が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じるなど、住宅の供給や確保を支援する取組を進めます。また、市営住宅の建替えに際しては、住宅性能表示制度の基準に基づき、シックハウス対策を推進します。

① 市営住宅の供給

事業名	内容	担当課
子育て支援のための優先入居	子育て世帯が市営住宅に入居しやすくなるよう優遇措置を講じます。	都市計画・住宅課

② シックハウス対策の推進

事業名	内容	担当課
市営住宅におけるシックハウス対策	市営住宅建替えに際しては、住宅性能表示制度の基準に基づき、室内空気環境の安全性を確認します。	都市計画・住宅課

施策テーマ4 地域における子育ての支援

4-1 子育て支援事業の充実

本市では、核家族化や隣近所との関わりの希薄化などを背景とした子育ての孤立化を防止し、育児不安を解消するために、子育て支援センター事業やつどいの広場事業、育児相談の場の充実、地域と連携した訪問活動に取り組んでいるほか、病児・病後児保育事業や一時預かり事業など緊急時に預けられる場の整備を進めています。今後も引き続き、地域における子育て支援事業の充実に取り組むとともに、本市の子育て支援の拠点となる「（仮称）子どもプラザ」の整備に取り組みます。また、障害児の居場所づくりや発達障害に関する啓発・情報提供、保育に係る経済的負担の軽減など、だれもが子育てしやすい環境づくりを推進します。

① 行政等による子育て支援の充実

事業名	内容	担当課
病児・病後児保育事業の充実 重点3 創生	病気や病後回復期にある児童を小児科に併設された施設において一時的に預かります。県内全域での広域協定により、引き続き利便性の向上を図ります。	こども・若者 応援課
ファミリー・サポート・センターの充実	仕事と育児の両立のため、地域で子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業について、制度周知を図ることで利用を促進するとともに、提供会員の確保に取り組めます。	こども・若者 応援課
子育て短期支援事業	保護者が病気等で、児童の養育が困難な場合、児童養護施設等で一時的に預かります。	こども・若者 応援課
一時預かり事業の推進 創生	保護者が病気等により、緊急一時的に児童の養育が困難な場合や、短期・短時間の就労に伴う一時預かり事業を推進します。	保育幼稚園 学童課
子育て支援センター事業の充実 重点2 創生	育児のノウハウを有する保育所に子育て支援センターを併設し、地域の子育てに関する相談等に適切に対応し、子育て不安の解消を図ります。	こども・若者 応援課
子育てサークル（つどいの広場事業）の充実 重点2 創生	地域の子育て支援拠点として、主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を図る場の設置促進及び活動の充実を図ります。	こども・若者 応援課
（仮称）子どもプラザの整備 重点2 創生	親子が気軽に集い、交流を図る等、本市の子育て支援の拠点となる（仮称）子どもプラザの整備に取り組めます。	こども・若者 応援課
うべ子育てインフォメーション事業 創生	子育てに関する情報を集約した、専用ホームページの開設と母子手帳アプリの導入を行います。	こども・若者 応援課
育児相談の充実	育児不安の解消や交流を促進する育児相談の場の充実を図ります。また、育児不安を抱える母親や家族の様々な子育てに関する悩みに対応できるよう、随時、電話や訪問等の対応も行います。 また、保育コンシェルジュを設置し、保育所等の入所相談や子育てに関する情報発信など、きめ細やかな子育て支援を行います。	こども・若者 応援課 保育幼稚園 学童課
児童福祉施設等の充実・整備	子育てニーズを反映した児童福祉施設等の充実・整備に努めます。	保育幼稚園 学童課

事業名	内容	担当課
妊婦応援都市の推進 重点2 重点3 創生 【再掲】	妊産婦や子育て世代を大切にする意識を醸成するため、キャンペーンを実施します。 うべ妊婦・子ども応援団として、子ども・子育てに関する事業に協力する企業や団体を募集します。	こども・若者 応援課
「赤ちゃん誕生おめでとう箱」の創設 【再掲】	「赤ちゃん誕生おめでとう箱」に、うべ妊婦・子ども応援団の提供による赤ちゃん用品等を詰めてプレゼントし、赤ちゃん誕生を官民あげて地域ぐるみでお祝いします。	こども・若者 応援課
「うべ子育てパートナー」の養成・活用 重点2 創生 【再掲】	地域共生社会を支える人財の一員となるよう、地域で子育て支援等に従事する方や関心を持たれる方に、必要な研修を行い、修了者を、子ども・子育て支援の専門職として「うべ子育てパートナー」に認定します。	こども・若者 応援課
福祉なんでも相談窓口の充実 創生	身近な地域で、子育て、介護、就労等に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら支援します。	地域福祉・ 指導監査課
移住時の費用負担の軽減 創生	子育て世代を含むU/Iターンによる移住前後の費用負担を軽減するため、引越し費用などの必要経費の一部を助成するとともに、医療・福祉・ICTなどの専門人財に対しては、賃貸住宅の家賃の一部を助成します。	政策企画 グループ

② 民間活動等の支援と促進

事業名	内容	担当課
母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動への支援	子育ての孤立を防止し、育児不安の解消を図る母子保健推進員やあかちゃん訪問員の活動を支援します。また、研修を定期的に開催し資質の向上に努めます。	こども・若者 応援課
民間つどいの広場事業の支援 重点2 創生	子育ての悩みや不安の相談・助言などを行う育児支援を促進するため、子育て中の親と子が集う民間つどいの広場事業の支援・拡充を図ります。	こども・若者 応援課
自主的な子育てサークルへの支援 重点2	子育て不安の解消、子育ての仲間づくりのため、自主的に活動する子育てサークルを支援します。	こども・若者 応援課
発達障害児等地域子育て支援事業 重点2	障害児の身近な地域での居場所づくりを目的として、「発達障害とともに生きていくためのサポートブックそらいろ」等を活用した情報提供、支援ボランティアの育成と各学校での活用に取り組みます。	障害福祉課 こども・若者 応援課 教育支援課 ほか
地域サロン等拠点づくりの推進 重点2	子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れ、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点として、「ご近所ふれあいサロン」の整備や活動を支援します。	地域福祉・ 指導監査課
子どもの居場所づくりの推進 重点2 創生	様々な状況に置かれている子どもたちが、気軽に集い憩うことができる子どもの居場所づくりを、県をはじめとした関係機関と連携して支援します。 また、居場所の開設に係る費用について助成を行います。	こども・若者 応援課

③ 保育にかかる経済的負担の軽減

事業名	内容	担当課
ひとり親世帯等保育料の軽減	ひとり親世帯や多子世帯等に対する保育料を軽減します。	保育幼稚園学童課
学童保育クラブの保育料軽減	就学援助制度の基準に準じて学童保育クラブの保育料を軽減します。	保育幼稚園学童課
幼・保無償化に伴う支援	認可保育所に通う3～5歳児を含む多子世帯に対する副食費の一部を補助します。	保育幼稚園学童課

4-2 保育事業の充実

本市におけるいわゆる待機児童数は減少傾向にあるものの、依然発生しており、引き続き保育の受け皿整備が求められています。待機児童の解消に向けて、保護者ニーズの把握と保育需要への適切な対応に努めます。また、障害児保育や休日保育など、多様なニーズに対応した保育の提供の充実を図るとともに、保育士等の各種研修への参加を支援し、保育の質の向上に取り組みます。

① 通常保育の需要への適切な対応

事業名	内容	担当課
保育需要への対応	認可保育所において保育需要に応じた児童の受入れを行います。	保育幼稚園学童課
認可外保育施設への助成 <u>創生</u>	入所児童・職員の健康診断や職員の研修に要する費用の助成により保育の質の確保・向上を図ります。	保育幼稚園学童課
保育内容の充実	保育士の各種研修への参加を促進し、保育の質の確保・向上を図ります。	保育幼稚園学童課
福祉サービス第三者評価の調査・研究	保育所等の保育サービス第三者評価制度の調査・研究を行います。	保育幼稚園学童課
公立保育園の建て替え <u>重点3</u> <u>創生</u>	宇部市保育実施計画に基づき、老朽化した公立保育園を年次的に建て替え、保育環境の充実を図ります。	保育幼稚園学童課

② 特別保育の充実

事業名	内容	担当課
延長保育事業の充実 <u>重点3</u> <u>創生</u>	保護者の就労形態の多様化に伴い、需要に応じた延長保育の充実に努めます。	保育幼稚園学童課
障害児保育事業の充実 <u>重点3</u> <u>創生</u>	障害児を養育する保護者の就労支援のため、受入体制の充実に努めます。また、医療的ケア児の受け入れ対応のため、公立保育園の体制整備を進めていきます。	保育幼稚園学童課
休日保育事業 <u>重点3</u> <u>創生</u>	日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育事業の充実に努めます。	保育幼稚園学童課

③ 待機児童を発生させない取組

事業名	内容	担当課
保育補助者の活用促進 <u>重点3</u> <u>創生</u>	保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。	保育幼稚園学童課

事業名	内容	担当課
新卒保育士就職支援事業 重点3 創生	保育士確保対策として、大学等の養成機関等を卒業し、市内の私立保育園等に保育士として新たに就職する方に対して、就職支援金を補助します。	保育幼稚園学童課
独学の保育士資格取得を補助 重点3 創生	通信教育による資格取得者を対象に1か月から3か月程度の中長期にわたる施設での育成研修の実施を検討します。通信教育による保育士資格取得者で、市内の私立保育園へ初めて正規職員として就職する方に対して、就職支援金を補助します。	保育幼稚園学童課
潜在保育士確保事業 重点3 創生	保育士確保策として、潜在保育士の就労への不安感の軽減、保育所への円滑な就職を推進するために、トライアル雇用を実施します。	保育幼稚園学童課
保育士に奨学金返還補助 重点3 創生	保育士確保策として、奨学金返還助成制度の創設を検討します。また、市内養成機関と連携し、学生確保と保育士確保に向けた連携方策を検討します。	保育幼稚園学童課
保育士処遇改善 重点3	新たな保育士の確保や雇用の定着を図るため保育士の処遇改善について検討します。	保育幼稚園学童課

④ 幼稚園におけるサービスの充実

事業名	内容	担当課
障害児教育の充実 重点3 創生	幼稚園の障害児受入体制の整備促進を図ります。	保育幼稚園学童課

4-3 子育て支援のネットワークづくり

子どもの地域での見守りや健全育成、子ども・子育てに係る多様な課題、ニーズに対応するためには、地域のさまざまな団体との連携、協働が不可欠です。子育てに関係する団体への支援を行うとともに、そのネットワーク化を進めます。

① 子育て支援のネットワークづくり

事業名	内容	担当課
すくすくネットワークの充実	地域が一体となって子育て支援や多世代交流を行うため、5つのエリアでネットワークづくりを進め、地域における子育て支援の充実を図ります。	保育幼稚園学童課
子育てサークルネットワークへの支援	自主子育てサークルどうしや子育てサークル、子育て支援センターとの情報交換・ネットワークづくりを支援します。	こども・若者応援課
子育て支援団体への支援 重点3 創生	NPO、ボランティア団体等の活動拠点である宇部市民活動センターと連携して、子育て支援に関する活動を行う団体への支援を行います。	市民活動課
コミュニティ形成推進事業 重点3	各地区のふれあいセンター等を活動拠点とした、地域の子育て支援団体を中心とする少子化・学校週5日制に即した積極的な取組を支援し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。	市民活動課

4-4 子どもの健全育成

共働き家庭の増加等を背景に、放課後の子どもの居場所づくりへのニーズは依然として高まっています。子どもが放課後に安全に過ごすための居場所づくりを推進するため、放課後の留守家庭等の児童を対象とした学童保育事業と、地域の子どもの全般を対象とし、地域の方々の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を総合的に推進します。

また、公共施設や人材などの社会資源を活用して児童健全育成の取組を進めるとともに、学校・家庭・関係機関が連携して、いじめ、少年非行及び不登校への対応を図ります。

① 放課後や週末等の居場所づくり

事業名	内容	担当課
学童保育事業の拡充 重点3 創生	小学校の余裕教室等を活用した施設整備など、子どもたちが安全・安心に過ごす環境づくりを進めます。指導員の確保とスキルアップを図り、また、学校・保護者との連携を強化し、子どもの健やかな成長を支援します。	保育幼稚園学童課
学童保育クラブ学習プログラムの拡充 重点3 創生	地域の多様な人材及び様々な分野の技能を持つ人材を活用し、児童の健全育成を促進するための学習プログラムを提供します。	保育幼稚園学童課
学童保育クラブ巡回支援事業 重点3 創生	専門の知識を有した巡回アドバイザーを設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援、指導員の能力の向上、関係機関との連携強化を図ります。	保育幼稚園学童課
学童保育クラブ支援員研修の実施 重点3	学童保育クラブ支援員に対する研修を大学等と連携して実施し、学童保育事業の充実を図ります。	保育幼稚園学童課
子どもの居場所づくり・活動拠点事業の支援 重点2	ふれあいセンター等の公共施設の活用や学校施設の開放により、放課後や土・日曜日の児童の居場所づくり・活動拠点事業を支援します。	市民活動課 コミュニティスクール推進課
放課後子ども教室の推進 重点2	放課後や週末等に地域の参画を得て、様々な文化活動・交流学习活動を行い、地域社会の中で子どもを育てる環境づくりを推進します。	コミュニティスクール推進課
新・放課後子ども総合プランの推進 重点2 創生	国の新・放課後子ども総合プランに基づき、学校等公共施設の活用を図り、放課後子ども教室と学童保育事業の連携または一体的な取組について推進し、全 24 地区での実施を目指します。	保育幼稚園学童課 コミュニティスクール推進課
子どもの生活習慣定着を支援 創生	貧困の連鎖解消の観点から、子どもを預かり、食事・学習など生活の基本的習慣・リズムの定着を図る支援について検討を進めます。	こども・若者応援課
アクティビティの活用	自然を活用したスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、自然体験学習を通して、子どもたちの環境への理解と健全育成を図ります。	市民活動課

② 非行・不登校、性等の問題への地域ぐるみの取組

事業名	内容	担当課
民生委員、児童委員による地域の児童健全育成の推進	関係機関と連携し、児童の見守りや非行問題等への対応を進めます。民生委員、児童委員が地域の子どものために身近な大人となるような関係づくりを引き続き推進します。	地域福祉・指導監査課

事業名	内容	担当課
ふれあい運動推進事業	地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、校区ふれあい運動推進員会による街頭補導活動、環境浄化活動、啓発活動を実施します。	教育支援課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護に関する総合的な施策の検討に向けた調査・審議を行うため、青少年問題協議会を開催します。	教育支援課
街頭補導・訪問指導	青少年の非行等問題行動を未然に防止するため、関係機関との連携による街頭補導や訪問指導を行います。	教育支援課
相談支援業務 重点2	いじめや不登校、問題行動等の総合的な相談窓口を ICT など活用しながら整備し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うとともに、相談内容によっては、関係機関、地域等と連携し、解決に向けた支援を行います。	教育支援課
学校・家庭・関係機関の連携 重点2	青少年の様々な問題に対し、学校、家庭、関係機関・団体と連携し、早期対応を図ります。 訪問型家庭教育支援事業により不登校等の家庭への支援を実施します。	教育支援課

③ 児童の育成にかかる経済的負担の軽減

事業名	内容	担当課
「妊婦・子ども応援クーポン」制度の創設 創生【再掲】	「うべ妊婦・子ども応援団」に加盟する企業や団体の協賛のもと、妊娠期から子育て期に幅広く利用できる「妊婦・子ども応援クーポン」制度を創設し、官民あげて地域ぐるみでの子育て支援を展開します。	子育て支援課
児童手当	中学校修了前までの児童を養育する保護者に手当を支給します。	子育て支援課
就学援助制度	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費・医療費・給食費等の援助をします。	教委総務課
乳幼児医療費助成制度	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
子ども医療費助成制度の拡充 創生	小中学生の医療費の自己負担の割合を軽減し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 また、制度の拡充について検討します。	子育て支援課
フードバンク事業の充実	山口県内でフードバンク活動を行っている NPO 法人と連携し、事業所や家庭から未使用食品を集める仕組みづくりを行い、食品ロス削減につなげていきます。	廃棄物対策課
貧困世帯に食品を配布	フードバンク事業で回収された食品を、ひとり親世帯など生活に困窮する世帯へ配布することにより、子どものいる貧困家庭の食生活の改善や生活支援を行います。	廃棄物対策課 子育て支援課 こども・若者 応援課

④ 子どもの権利を守るための環境づくり

事業名	内容	担当課
家庭児童相談の充実 重点2	こども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）を通じて関係機関と連携し、支援対象児童等の養育、虐待等の様々な問題に対し、早期発見、相談、支援を行います。	こども・若者 応援課
長期入院児童生徒に対する支援学習 重点1	山口大学医学部附属病院内に適宜、院内学級を開設します。短期入院等の場合も、学習支援を実施します。	教育支援課

施策テーマ5 子育て意識の高揚

5-1 次代の親の育成

小・中学生や高校生等が保育所や幼稚園等を訪問し、乳幼児を育てる保護者との交流を行うことで、少子化問題や親の役割について考える機会につながります。また、子育ての大切さや楽しさを伝えるとともに、子どもと地域との関わりを深め、支え合うまちづくりを進めます。

① 乳幼児と小学生・中学生・高校生等とのふれあいの促進

事業名	内容	担当課
小・中・高校生と乳幼児のふれあい体験 重点1 創生	保育所・幼稚園や保護者と連携・協力し、将来親となる小中学生と乳幼児との交流の促進を図り、若い世代の保育への関心を深めます。	保育幼稚園学童課

② 子どもと働く大人とのふれあいの促進

事業名	内容	担当課
小・中学生による企業訪問の促進 重点1	「総合的な学習の時間」等を活用し、教科の学習を兼ねて、小・中学生による企業訪問や体験活動（インターンシップ）の充実を図ります。	学校教育課

5-2 子育てに関する広報・啓発活動の充実

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発のため、子どもの発達段階に合わせた教育の実践及び、情報誌やメディア等を活用した意識啓発に努めます。サークルや講習会を開催して、男性の育児参加や家庭教育の充実を図ります。

① 男女共同参画意識の啓発

事業名	内容	担当課
「ぱれっと」の発行や講座等の開催を通じた啓発	男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発のため、男女共同参画情報誌「ぱれっと」を発行するとともに、子育てサークルや父親参加型のイベントを開催し、男性の育児参加を促します。	人権・男女共同参画推進課 こども・若者応援課
メディア等を活用した男女平等観についての啓発	家庭における性別役割分担意識を解消し、家事や育児などの家庭生活は家族の共同責任で行うといった男女平等観を育成するため、メディア等を活用して意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画推進課
男女平等教育実践研究の推進	男女平等の観点から、各教科、道徳及び特別活動において男女共同参画社会の実現に向けた学習内容を盛り込み、子どもの発達段階に応じた教育の実践を推進します。また、それらの学習内容の取扱い方や指導方法等に関する研究を行います。	学校教育課

② 子育ての意義を高める情報の提供

事業名	内容	担当課
子育て研修会による情報提供の促進	子育ての苦勞の価値と楽しさを理解し、子育て意識の高揚を図るため、子育てサークルでの講習会を中心に、様々な機会を捉えて子育て研修会の開催または開催の支援をします。	こども・若者 応援課
「家庭の日」の広報	家庭の大切さ、家庭の果たす役割の重要性を認識するための「家庭の日」について、小学校での啓発物品配布や行事等の周知を通して、普及、啓発を図ります。	教育支援課

5-3 子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進

女性の活躍に向けて、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入等、雇用環境の整備について啓発に努めるとともに、事業者向けの支援事業の周知拡大を行います。また、就労相談窓口を設け、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、多様な働き方を支援します。

① 企業への子育て意識啓発、情報提供

事業名	内容	担当課
雇用環境の整備についての啓発	仕事を続けながら安心して出産、子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入など、雇用環境の整備の啓発に努めます。また、女性の登用や職域拡大のため、国・県・関係機関と連携しながら、女性活躍推進法の周知を図るとともに、女性の活躍推進に向けた企業への啓発を行います。	人権・男女共同 参画推進課 雇用創造課
「イクボス宣言企業」の普及による男性の育休取得促進 創生	市内企業を対象に「イクボス宣言」を普及することにより、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促し、男性の育休取得を促進します。	人権・男女共同 参画推進課

② 雇用に関する相談の充実

事業名	内容	担当課
関係機関との連携	労働基準監督署・宇部県民局等との連携、及びホームページや口頭による相談先への周知を行い、個別の問題への迅速な対応を行います。	雇用創造課
「多様な働き方確保支援センター（JOBSTA）」の充実 創生	多様な働き方の実現に向け、利用しやすい相談環境、就労支援や職業紹介の充実を図るとともに、様々なセミナー等を開催し、関係機関と連携しながら就労を目指す方に寄り添った支援を実施します。	ICT・地域イノ ベーション推進 グループ
女性活躍推進企業の認証拡大 創生	女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組む事業者を宇部市女性活躍推進企業として認証し、その活動を支援するとともに、女性従業員の継続就業に対する理解や配慮の必要性について、意識啓発を図ります。	人権・男女共同 参画推進課

第6章 幼児期の教育・保育と 子ども・子育て支援の充実

平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現が求められています。

本市においても、平成 30 年度に市内の子育て家庭に対して実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の分析結果や各事業の利用実績、現状の体制、今後の動向などを踏まえ、前述の重点施策および行動計画を実施することで、より良い子ども・子育てにかかわる環境を整えながら、本章において教育・保育に必要な提供体制とその確保方策を定めます。

I 教育・保育提供区域の設定

市全域を 1 区域とする。
ただし、地域学童保育事業のみ、小学校区（24 校区）を基本とする。

II 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

認定区分ごと及び確保方策ごとの提供体制の内容及び実施時期を記載

III 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

種類ごとの提供体制の確保の内容及び実施時期を記載。

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・地域学童保育事業 など

1. 教育・保育提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び子育て支援事業の提供区域の設定にあたっては、地理的条件や交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況や地域の実情に応じて定めることとなっています。

本市では、未就学児の施設の利用の状況や区域内の適切なバランス設定等を勘案して、区域設定を以下のとおりとします。

【教育・保育提供区域】

区分	事業名称	区域の設定
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域を1区域とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	市全域を1区域とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域学童保育事業	小学校区(24地区)を基本とする。
	地域子育て拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業など	市全域を1区域とする。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

本市の教育・保育のニーズ量及び確保方策の見込みは、次のとおりです。

※ニーズ量及び確保方策の見込みは、国の手引きに基づくニーズ量調査等による。

<平成30年度実績（参考）>

区分	1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
第1期計画でのニーズ量の見込み(人)	1,620	678	1,646	264	1,056
確保実績(人)		2,368	1,500	354	1,058

<令和2年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み(人)		1,723	720	1,462	344	926
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	271	204	1,421	278	889
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				29	84
	確認を受けない幼稚園(人)	1,467	723			
	企業主導型保育施設の地域枠(人)			18	16	49
確保量合計(人)		1,738	927	1,439	323	1,022
過不足分		15	207	-23	-21	96

<令和3年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み(人)		1,690	706	1,392	339	896
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	271	204	1,421	281	896
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				29	84
	確認を受けない幼稚園(人)	1,467	723			
	企業主導型保育施設の地域枠(人)			18	16	49
確保量合計(人)		1,738	927	1,439	326	1,029
過不足分		48	221	47	-13	133

<令和4年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み(人)		1,630	680	1,315	332	897
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	271	204	1,421	281	896
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				29	84
	確認を受けない幼稚園(人)	1,467	723			
	企業主導型保育施設の地域枠(人)			18	16	49
確保量合計(人)		1,738	927	1,439	326	1,029
過不足分		108	247	124	-6	132

<令和5年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み(人)		1,594	666	1,244	326	882
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	271	204	1,421	281	896
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				29	84
	確認を受けない幼稚園(人)	1,467	723			
	企業主導型保育施設の地域枠(人)			18	16	49
確保量合計(人)		1,738	927	1,439	326	1,029
過不足分		144	261	195	0	147

<令和6年度>

区分		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み(人)		1,584	662	1,185	320	866
確保方策	幼稚園、保育所、認定こども園(人)	271	204	1,421	281	896
	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内各保育(人)				29	84
	確認を受けない幼稚園(人)	1,467	723			
	企業主導型保育施設の地域枠(人)			18	16	49
確保量合計(人)		1,738	927	1,439	326	1,029
過不足分		154	265	254	6	163

3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	38.3%	39.0%	39.7%	40.3%	40.8%

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人回／月	6,558	4,766	4,648	4,634	4,560	4,479
確保方策	人回／月	4777	4,766	4,648	4,634	4,560	4,479
	実施か所数	6	6	6	6	6	6
過不足分		-	0	0	0	0	0

2 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人／年	1,345	1,072	1,031	992	958	924
	人回／年	16,410	15,009	14,440	13,895	13,413	12,939
確保方策	実施場所	14,384 (利用実績)	国内医療機関				
	実施項目		厚生労働省が示す健診実施基準に準じる				
	実施時期		通年				

3 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人／年	1,287	1,072	1,031	992	958	924
確保方策	人／年	1,172	1,072	1,031	992	958	924
過不足分		-	0	0	0	0	0

4 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人／年	218	167	166	165	162	160
確保方策	人／年	153	167	166	165	162	160
過不足分		-	0	0	0	0	0

5 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人日／年	299	175	167	161	155	149
確保方策	人日／年	173	175	167	161	155	149
	実施か所数	6	6	6	6	6	6
過不足分		-	0	0	0	0	0

6 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する会員と当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人回／年	1,545	1,744	1,714	1,667	1,614	1,563
確保方策	人回／年	1,847	1,744	1,714	1,667	1,614	1,563
	実施か所数	1	1	1	1	1	1
過不足分		-	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園預かり事業		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 の見込み	1号 (人日／年)	8,017	274	354	348	340	333
	2号認定による 定期的な保育 (人日／年)	57,322	89,768	88,005	86,630	84,641	82,803
確保方策	幼稚園預かり保育 (幼稚園在園 型)(人日／年)	90,365	90,042	88,359	86,978	84,981	83,136
過不足分		-	0	0	0	0	0
一時預かり事業		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 の見込み	在園児対象を 除く一時預かり (人日／年)	5,629	3,156	2,836	2,580	2,347	2,150
確保方策	保育所預かり事業 (人日／年)	4,058	3,156	2,836	2,580	2,347	2,150
過不足分		-	0	0	0	0	0

8 延長保育事業

保育所、認定こども園が在園児を対象に通常の利用時間を超えて、保育を実施する事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人／年	1,181	1,027	1,052	1,067	1,067	1,063
確保方策	人／年	1,103	1,027	1,052	1,067	1,067	1,063
	実施か所数	24	22	22	22	22	22
過不足分		-	0	0	0	0	0

9 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等する事業です。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み	人日／年	7,803	8,507	8,324	8,061	7,782	7,512
確保方策	人日／年	7,874	8,507	8,324	8,061	7,782	7,512
	実施か所数	6	6	6	6	6	6
過不足分		-	0	0	0	0	0

10 地域学童保育事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●市内全域【30クラブ、58クラス】（平成30年度実績）

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	1,554	1,813	1,794	1,820	1,801	1,760
	高学年(人)	596	682	690	677	681	678
合 計(人)		2,150	2,495	2,484	2,497	2,482	2,438
確保方策	低学年(人)	1,885	1,813	1,794	1,820	1,801	1,760
	高学年(人)	645	682	690	677	681	678
合 計(人)		2,530	2,495	2,484	2,497	2,482	2,438
過不足分		-	0	0	0	0	0

●東岐波小学校【2クラブ、4クラス（うち1クラスは夏季休業期間中のみ実施）】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	94	102	94	97	88	90
	高学年(人)	36	21	22	20	20	18
合 計(人)		130	123	116	117	108	108
確保方策	低学年(人)	119	102	94	97	88	90
	高学年(人)	14	21	22	20	20	18
合 計(人)		133	123	116	117	108	108
過不足分		-	0	0	0	0	0

●西岐波小学校【2クラブ、5クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	96	167	163	156	145	147
	高学年(人)	50	44	44	45	43	42
合 計(人)		146	211	207	201	188	189
確保方策	低学年(人)	169	167	163	156	145	147
	高学年(人)	32	44	44	45	43	42
合 計(人)		201	211	207	201	188	189
過不足分		-	0	0	0	0	0

●常盤小学校【2クラブ、3クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	83	87	88	86	90	81
	高学年(人)	41	30	30	31	30	31
合 計(人)		124	117	118	117	120	112
確保方策	低学年(人)	84	87	88	86	90	81
	高学年(人)	34	30	30	31	30	31
合 計(人)		118	117	118	117	120	112
過不足分		-	0	0	0	0	0

●恩田小学校【1クラブ、4クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	112	136	128	125	124	125
	高学年(人)	37	55	58	56	58	55
合 計(人)		149	191	186	181	182	180
確保方策	低学年(人)	133	136	128	125	124	125
	高学年(人)	52	55	58	56	58	55
合 計(人)		185	191	186	181	182	180
過不足分		-	0	0	0	0	0

●岬小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	36	24	24	20	24	20
	高学年(人)	16	21	18	17	15	14
合 計(人)		52	45	42	37	39	34
確保方策	低学年(人)	32	24	24	20	24	20
	高学年(人)	16	21	18	17	15	14
合 計(人)		48	45	42	37	39	34
過不足分		-	0	0	0	0	0

●見初小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	25	25	29	30	34	34
	高学年(人)	17	17	16	16	15	18
合 計(人)		42	42	45	46	49	52
確保方策	低学年(人)	22	25	29	30	34	34
	高学年(人)	21	17	16	16	15	18
合 計(人)		43	42	45	46	49	52
過不足分		-	0	0	0	0	0

●神原小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	49	57	54	47	44	41
	高学年(人)	15	21	20	21	21	20
合 計(人)		64	78	74	68	65	61
確保方策	低学年(人)	57	57	54	47	44	41
	高学年(人)	25	21	20	21	21	20
合 計(人)		82	78	74	68	65	61
過不足分		-	0	0	0	0	0

●琴芝小学校【2クラブ、5クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	105	173	211	236	239	223
	高学年(人)	32	84	83	85	100	122
合 計(人)		137	257	294	321	339	345
確保方策	低学年(人)	154	173	211	236	239	223
	高学年(人)	91	84	83	85	100	122
合 計(人)		245	257	294	321	339	345
過不足分		-	0	0	0	0	0

●上宇部小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	106	106	98	108	110	109
	高学年(人)	43	30	32	29	28	26
合 計(人)		149	136	130	137	138	135
確保方策	低学年(人)	125	106	98	108	110	109
	高学年(人)	33	30	32	29	28	26
合 計(人)		158	136	130	137	138	135
過不足分		-	0	0	0	0	0

●川上小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	107	82	78	80	73	64
	高学年(人)	36	36	34	30	29	27
合 計(人)		143	118	112	110	102	91
確保方策	低学年(人)	96	82	78	80	73	64
	高学年(人)	33	36	34	30	29	27
合 計(人)		129	118	112	110	102	91
過不足分		-	0	0	0	0	0

●小羽山小学校【2クラブ、3クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	79	87	90	82	86	85
	高学年(人)	17	31	31	31	29	30
合 計(人)		96	118	121	113	115	115
確保方策	低学年(人)	97	87	90	82	86	85
	高学年(人)	25	31	31	31	29	30
合 計(人)		122	118	121	113	115	115
過不足分		-	0	0	0	0	0

●新川小学校【1クラブ、3クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	69	117	108	106	99	99
	高学年(人)	27	32	35	35	35	32
合 計(人)		96	149	143	141	134	131
確保方策	低学年(人)	124	117	108	106	99	99
	高学年(人)	27	32	35	35	35	32
合 計(人)		151	149	143	141	134	131
過不足分		-	0	0	0	0	0

●鵜ノ島小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	34	37	36	33	28	28
	高学年(人)	18	8	9	9	11	11
合 計(人)		52	45	45	42	39	39
確保方策	低学年(人)	35	37	36	33	28	28
	高学年(人)	9	8	9	9	11	11
合 計(人)		44	45	45	42	39	39
過不足分		-	0	0	0	0	0

●藤山小学校【1クラブ、5クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	115	137	128	123	121	124
	高学年(人)	47	63	64	63	63	59
合 計(人)		162	200	192	186	184	183
確保方策	低学年(人)	138	137	128	123	121	124
	高学年(人)	65	63	64	63	63	59
合 計(人)		203	200	192	186	184	183
過不足分		-	0	0	0	0	0

●西宇部小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	66	67	65	70	66	68
	高学年(人)	22	29	28	27	26	25
合 計(人)		88	96	93	97	92	93
確保方策	低学年(人)	75	67	65	70	66	68
	高学年(人)	28	29	28	27	26	25
合 計(人)		103	96	93	97	92	93
過不足分		-	0	0	0	0	0

●黒石小学校【2クラブ、3クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	155	145	142	155	159	162
	高学年(人)	54	40	41	39	39	39
合 計(人)		209	185	183	194	198	201
確保方策	低学年(人)	154	145	142	155	159	162
	高学年(人)	30	40	41	39	39	39
合 計(人)		184	185	183	194	198	201
過不足分		-	0	0	0	0	0

●厚南小学校【1クラブ、3クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	94	110	115	120	129	121
	高学年(人)	35	35	35	36	34	36
合 計(人)		129	145	150	156	163	157
確保方策	低学年(人)	115	110	115	120	129	121
	高学年(人)	32	35	35	36	34	36
合 計(人)		147	145	150	156	163	157
過不足分		-	0	0	0	0	0

●原小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	54	57	58	59	58	59
	高学年(人)	12	11	12	12	12	12
合 計(人)		66	68	70	71	70	71
確保方策	低学年(人)	57	57	58	59	58	59
	高学年(人)	11	11	12	12	12	12
合 計(人)		68	68	70	71	70	71
過不足分		-	0	0	0	0	0

●厚東小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	11	27	24	31	26	29
	高学年(人)	9	19	22	22	23	20
合 計(人)		20	46	46	53	49	49
確保方策	低学年(人)	21	27	24	31	26	29
	高学年(人)	11	19	22	22	23	20
合 計(人)		32	46	46	53	49	49
過不足分		-	0	0	0	0	0

●二俣瀬小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	17	12	8	5	4	5
	高学年(人)	6	15	15	14	11	7
合 計(人)		23	27	23	19	15	12
確保方策	低学年(人)	16	12	8	5	4	5
	高学年(人)	11	15	15	14	11	7
合 計(人)		27	27	23	19	15	12
過不足分		-	0	0	0	0	0

●小野小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	12	7	6	4	5	5
	高学年(人)	3	5	4	6	6	5
合 計(人)		15	12	10	10	11	10
確保方策	低学年(人)	5	7	6	4	5	5
	高学年(人)	8	5	4	6	6	5
合 計(人)		13	12	10	10	11	10
過不足分		-	0	0	0	0	0

●船木小学校【1クラブ、2クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	18	35	35	34	38	29
	高学年(人)	10	21	20	19	17	17
合 計(人)		28	56	55	53	55	46
確保方策	低学年(人)	38	35	35	34	38	29
	高学年(人)	23	21	20	19	17	17
合 計(人)		61	56	55	53	55	46
過不足分		-	0	0	0	0	0

●万倉小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	7	8	7	6	6	6
	高学年(人)	4	5	6	6	5	5
合 計(人)		11	13	13	12	11	11
確保方策	低学年(人)	9	8	7	6	6	6
	高学年(人)	5	5	6	6	5	5
合 計(人)		14	13	13	12	11	11
過不足分		-	0	0	0	0	0

●吉部小学校【1クラブ、1クラス】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の 見込み	低学年(人)	6	8	5	7	5	6
	高学年(人)	3	9	11	8	11	7
合 計(人)		9	17	16	15	16	13
確保方策	低学年(人)	10	8	5	7	5	6
	高学年(人)	9	9	11	8	11	7
合 計(人)		19	17	16	15	16	13
過不足分		-	0	0	0	0	0

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育の一体的提供を実施する認定こども園は、就学前の子どもに対して、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行います。都道府県知事の認定を受け、幼稚園や保育所等が単独または連携して運営します。令和元年度現在、宇部市では1園の設置となっています。

今後、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園・保育所の意向を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。

また、本市では、「宇部市教育振興基本計画」において、「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」を基本理念に定め、その実現に向け、学校・家庭・地域の連携及び幼稚園・保育所・小学校等の連携に取り組むこととしています。

第7章 計画の推進・点検・評価の方策

1. 計画実施の点検・評価・推進体制

本計画を推進していく上では、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施する必要があることから、市民や関係機関等の意見を反映するため「宇部市子ども・子育て審議会」を中心に、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行います。

資料編

1. 宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例

宇部市条例第12号

3月市議会定例会の議決を経て、宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例を次のように定める。

平成23年3月30日

宇部市長 久保田 后子

宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 協働の取組（第4条―第9条）

第3章 基本となる施策（第10条―第18条）

第4章 計画の推進（第19条―第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

子どもは一人ひとりが多様な個性と可能性を持ち、様々な環境の中で、日々成長しているかけがえのない存在です。

本市においては、美しい自然環境と、彫刻に代表される豊かな文化の中で、子ども一人ひとりが人間として尊重され、また、社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たしていくことへの自覚を学びながら、生き生きと成長するよう、保護者や地域社会は努めてきたところです。

しかしながら、近年の少子化、核家族化や地域の人間関係の希薄化等の進行に伴い、家庭や地域の「子どもを育てる力」の低下が懸念され、いじめや虐待、子どもが関係する事件・事故の多発等、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした状況に歯止めをかけ、それぞれの家庭が安心して子どもを生み、育てることができるとともに、子どもたちが生き生きと輝き、すくすくとたくましく育つことができる環境をつくることが急務です。

そのためには、単に子どもに向けた支援ではなく、保護者が親として育ち、地域社会の成熟へとつながるものとして、社会を構成するすべての人がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して子どもの育成に取り組んでいく必要があります。

明治期以降の石炭産業の振興とそれに続く近代工業を礎に本市が発展する中で、先人たちが「共存同栄・協同一致」として実践してきた産官学民の連携や自治の精神を、今、ここにあらためて認識し、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支え、市民一人ひとりが次代を担う子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健全な育成について、基本理念を定め、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市の責務又は役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策を定めることにより、次代を担うすべての子どもがすくすくと育ち、かつ、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 18歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを監護するものをいう。
- 三 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類する教育機関及び児童福祉施設をいう。
- 四 子育て支援団体 ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の子どもの健全な育成を目的として市内において活動を行う団体をいう。
- 五 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- 六 協働 保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市が「子どもの健全な育成」という目的を共有し、それぞれの資源や特性を持ち寄り、それぞれの果たすべき責務又は役割を自覚しながら、協力して共に取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 すべての子どもがすくすくと育つ宇部市の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 子どもの健全な育成は、子どもの自主性を尊重しながら導き、子ども自らが生きる力を育めること等、子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。
- 二 子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市がそれぞれの責務又は役割に応じて、協働して取り組まなければならない。

第2章 協働の取組

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有しており、かつ、家庭が子どもの育つ基盤であり、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを自覚し、家族が互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの健全な育成に積極的に関わるよう努めるものとする。

2 市民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、各々の理念に従って、子どもの健全な育成に関し、次の役割を果たすよう努めるものとする。

- 一 保護者及び地域の住民との信頼関係の下、子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力及び可能性を最大限に伸ばすこと。
- 二 集団の中での遊びや学習を通じて、子どもの心身の発達を助長し、生きる力を身に付けさせるとともに、社会の一員としての自覚を促し、互いを尊重し合う大切さを理解させること。
- 三 保護者及び地域の住民と連携し、安心して安全に子どもを育てることができる環境をつくること。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、自らの活動目的に従い、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図ることができるよう、雇用環

境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもの社会性を育むため、地域の住民及び学校等が行う子どもの健全な育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの健全な育成について、次の責務を果たさなければならない。

- 一 子どもの健全な育成に係る施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 二 子どもの健全な育成に係る施策の実施に当たっては、市民の理解、協力及び参加が得られるよう努めること。
- 三 家庭、学校等、地域及び職場における子どもの健全な育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携及び協力による活動を促進するために必要な調整及び支援を行うこと。
- 四 この条例に規定する理念や内容を市民に分かりやすく広めるなど、周知及び啓発を行うこと。

第3章 基本となる施策

(子どもの個の尊重と社会参加の促進)

第10条 市は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、子ども自身においても、自己を大切にすること及び他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりを推進するものとする。

- 2 市は、子どもの自主性及び主体性を大切にしながら、社会参加の促進が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(市民や関係機関等との連携)

第11条 市は、市民、関係機関等と一体となって子ども及び家庭への支援に取り組むとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを健全に育てるために必要な施策を推進するものとする。

(地域における交流の推進)

第12条 市は、子どもが身近な地域において、様々な世代の人々とふれあい、多様な体験をすることのできる場や機会を提供し、地域における交流への支援に努めるものとする。

- 2 市は、子どもが身近な地域において安心して安全に過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

(妊産婦及び乳幼児の健康の確保)

第13条 市は、妊産婦及び乳幼児に対し、適切な保健、医療等のサービスを提供する体制の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(子どもへの虐待の防止)

第14条 市は、子どもへの虐待の予防及び早期発見のため、関係機関等と連携し、子どもへの虐待の防止に向けた啓発活動を行うとともに、市民が子どもへの虐待に関し相談し、及び通告しやすい環境をつくるよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもへの虐待の通告を受けたときは、当該虐待を受けた子ども及びその家庭に関する情報を速やかに把握し、当該子ども及び保護者に対し必要な支援を行うものとする。

(支援を要する子どもに対する取組)

第15条 市は、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の支援を要する子どもに対する取組を推進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 市は、学校等が相互に連携を図ることができるよう調整するとともに、教育環境の充

実を図るものとする。

- 2 市は、いじめ、不登校、非行等を防止するため、関係機関等と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

（安心で安全な子育て環境の整備）

第 17 条 市は、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

- 2 市は、市民、関係機関等と連携して子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安心して安全に育つことのできる環境の整備を図るものとする。

（子育てと仕事の両立支援）

第 18 条 市は、各家庭の就業形態にかかわらず積極的に子育てに関わることのできる環境を整備し、子育てと仕事の両立を図るための支援を推進するものとする。

- 2 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスを推進するものとする。

第 4 章 計画の推進

（行動計画の推進）

第 19 条 市は、子どもの健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

（意見の反映）

第 20 条 市は、行動計画を策定するに当たっては、市民から意見等を求め、その反映に努めるものとする。

（公表）

第 21 条 市は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第 5 章 雑則

（財政上の措置）

第 22 条 市は、行動計画の実施のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の財政上の措置及びこれにより実施した事業の実績は、公表するものとする。

（その他）

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 子ども・子育て審議会条例

宇部市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議等をするため、宇部市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 市民

二 学識経験者

三 学校関係者

四 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項について学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

3. SDGsについて

(1) SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

目標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等を なくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。 都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。 これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。
13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。 従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも 守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国は周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

目標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

(2) 施策とSDGsとの関連表

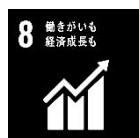
施策テーマ1 子どもの教育や才能を見出す環境の整備	
1-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
1-2 家庭や地域の教育力の向上	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう
1-3 子どもたちの多様な可能性を拓かせる支援	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
施策テーマ2 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	
2-1 安全な妊娠・出産・産後への支援	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう
2-2 子どもの健やかな成長発達への支援	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう
2-3 思春期からの健康づくりへの支援	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 16 平和と公正をすべての人に
2-4 歯・口腔の健康づくりと食育の推進	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
2-5 小児医療の充実	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう

施策テーマ3 健やかな子育てを支援する生活環境の整備

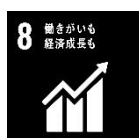
3-1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進



3-2 経済的な支援が必要な児童などへの支援



3-3 障害児施策の充実



3-4 外国籍等の子どもや家庭への対応



3-5 親子が楽しんで出かけられる環境の整備

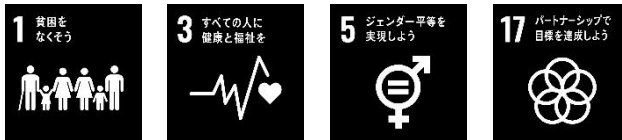


3-6 良質な居住環境の整備

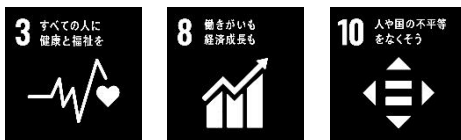


施策テーマ4 地域における子育ての支援

4-1 子育て支援事業の充実



4-2 保育事業の充実



4-3 子育て支援のネットワークづくり

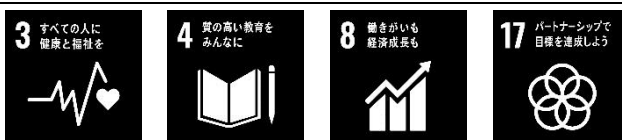


4-4 子どもの健全育成



施策テーマ5 子育て意識の高揚

5-1 次代の親の育成



5-2 子育てに関する広報・啓発活動の充実



5-3 子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進



4. アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

調査地域 : 宇部市
調査対象者 : 住民基本台帳（平成 30 年 10 月 1 日現在）中の就学前児童、小学生児童の中から無作為抽出
対象数 : 就学前児童 1,500 人 小学生児童 1,500 人
調査期間 : 平成 31 年 1 月 10 日～平成 31 年 1 月 24 日
調査方法 : 郵送配布・回収

(2) 回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	1,500 票	804 票	53.6%
小学校児童用調査票	1,500 票	792 票	52.8%
合計	3,000 票	1,596 票	53.2%

(3) 調査結果

1 保護者の就労状況について

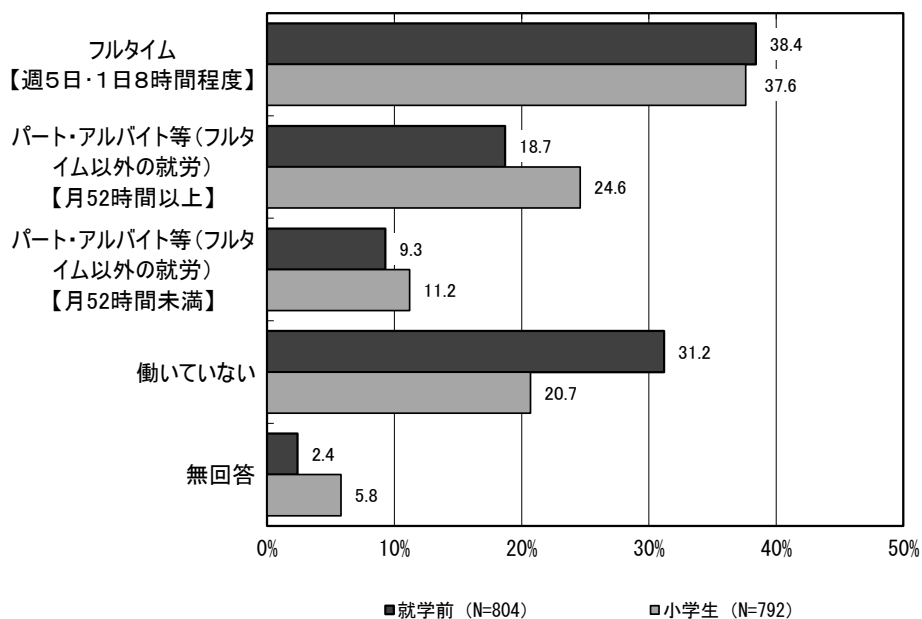
① 就労状況（自営業、家族従事者含む）について、現在の就労状況をお答えください。

（○は1つ）

【母親】

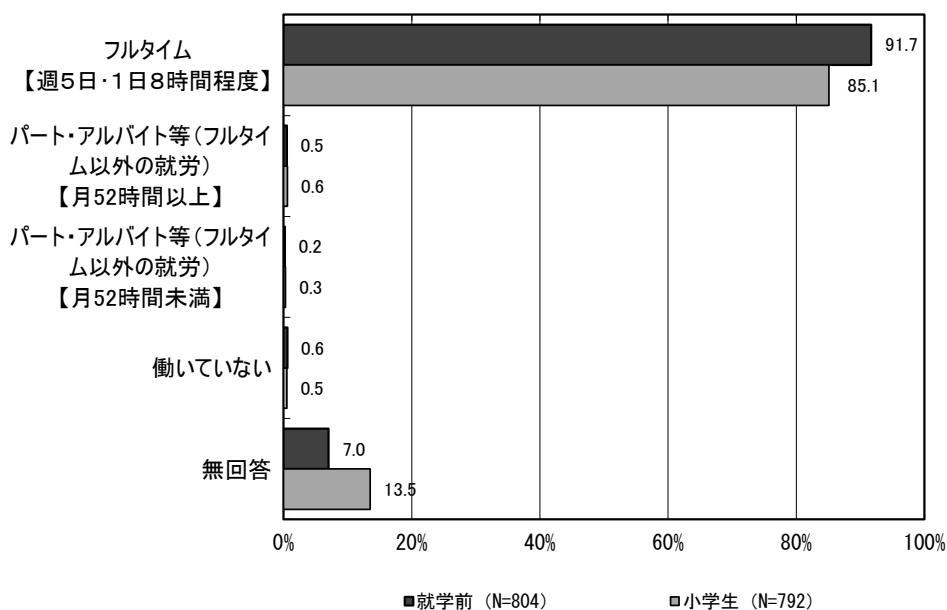
就学前では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が38.4%で最も高く、次いで「働いていない」が31.2%で続いています。

小学生では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が37.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）【月52時間以上】」が24.6%で続いています。



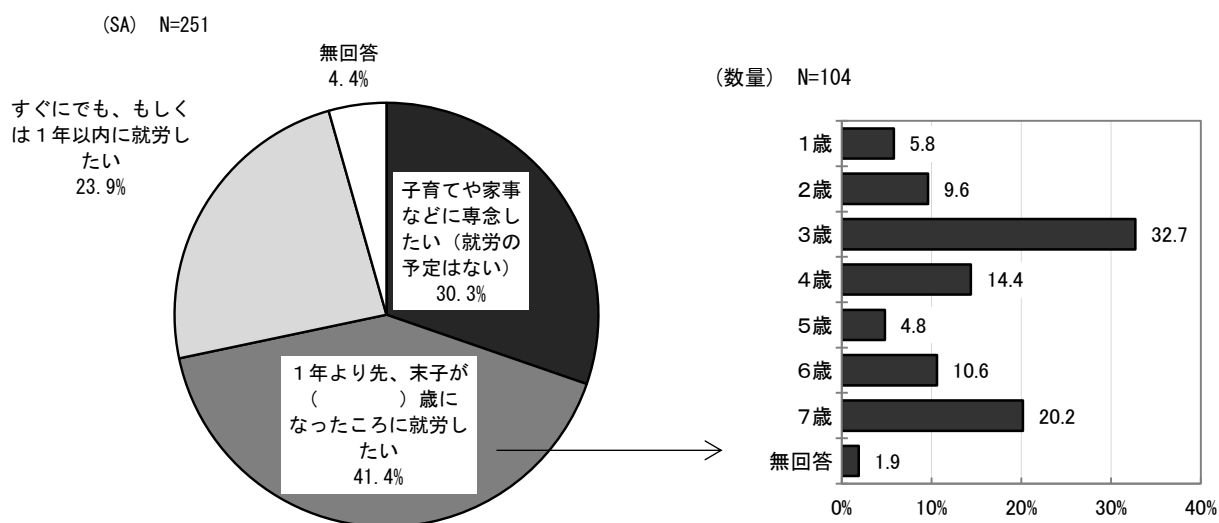
【父親】

就学前、小学生ともに、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が最も高くなっています。



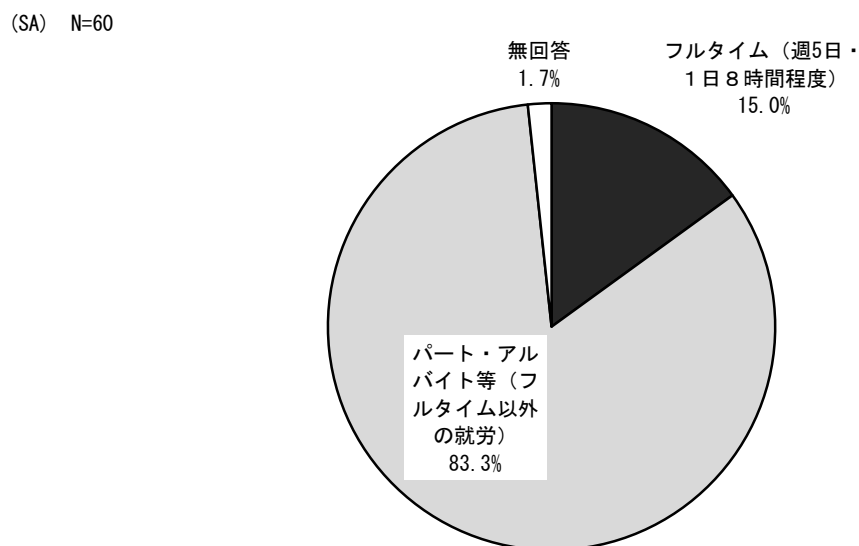
②【就学前調査】 『母親』の今後の就労予定をお答えください。（○は1つ）

「1年より先、末子が（ ）歳になったところに就労したい」が41.4%で最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が30.3%となっています。



③【就学前調査】 『母親』の希望する就労形態をお答えください。（○は1つ）

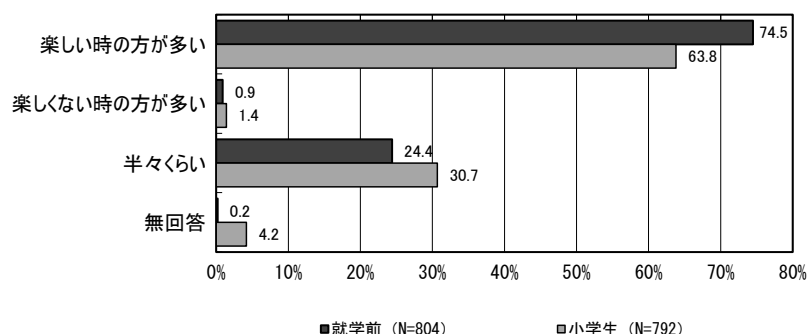
「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が83.3%を占めています。



2 子どもとの暮らしについて

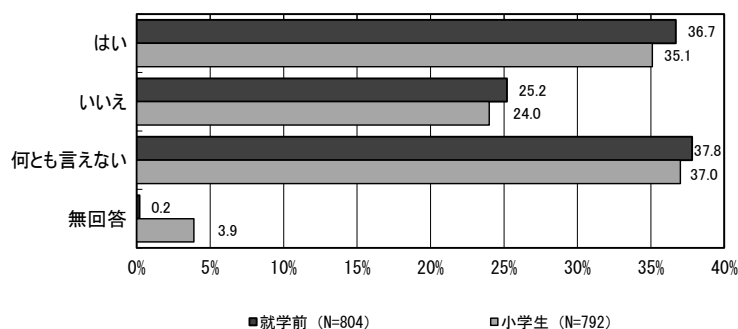
① 子育ては楽しいですか。（〇は1つ）

就学前では「楽しい時の方が多い」が7割台後半、小学生では約6割でそれぞれ最も高くなっています。



② 子育てに自信が持てないことがありますか。（〇は1つ）

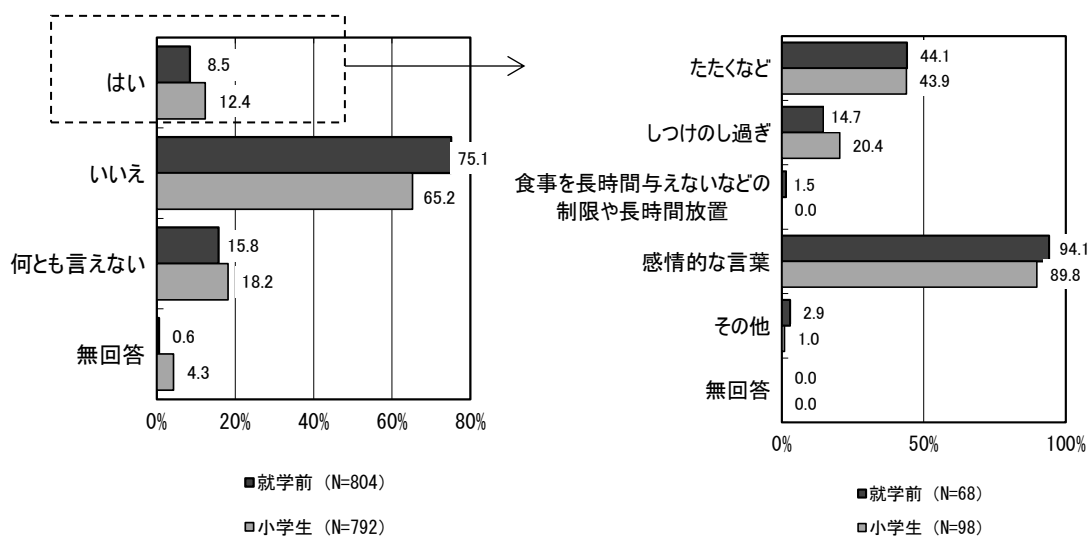
就学前、小学生ともに、「何とも言えない」が3割台後半で最も高くなっています。



③ 子どもを虐待しているのではないかとすることがあります。ある場合、虐待していると思うのはどのような場面ですか。（〇は1つ）

就学前、小学生ともに「いいえ」が最も高く、「何とも言えない」が就学前で1割台半ば、小学生で2割弱となっています。

また、虐待していると思う場面では、就学前、小学生ともに、「感情的な言葉」が約9割で突出しています。次いで、「たたくなど」がそれぞれ4割台で続いています。

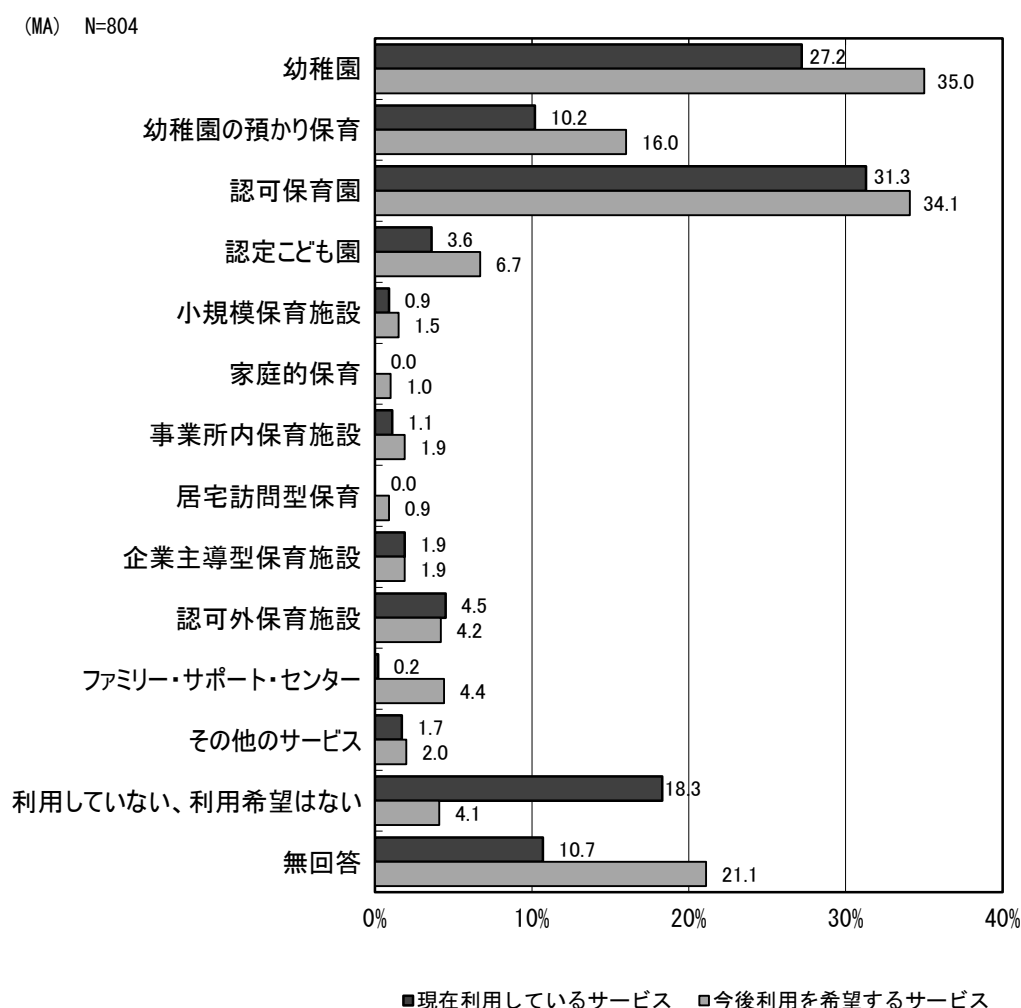


3 平日の幼稚園や保育園などの教育・保育事業利用状況について【就学前調査】

① お子さんが平日に『現在』定期的に利用しているサービス、『今後、利用を希望する』サービス（継続利用を含む）をお選びください。（あてはまるものすべてに○）

現在、定期的に利用しているサービスについては、「認可保育園」が31.3%で最も高くなっています。次いで「幼稚園」が27.2%、「利用していない、利用希望はない」が18.3%が続いています。

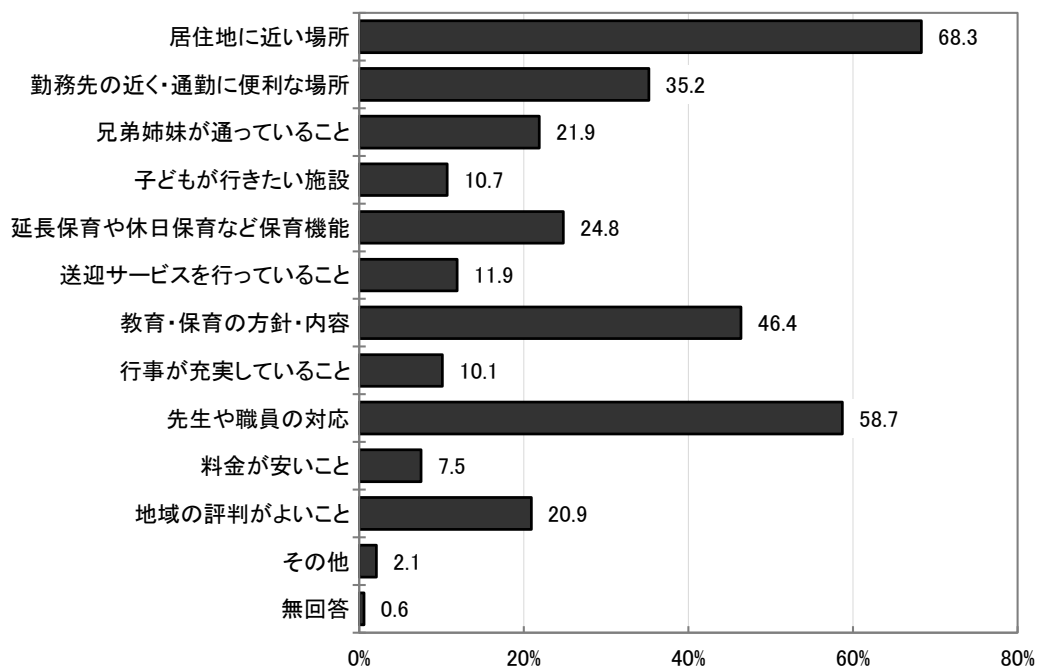
今後、利用を希望するサービスについては、「幼稚園」が35.0%、「認可保育園」が34.1%で高くなっています。次いで、「幼稚園の預かり保育」が16.0%が続いています。



② 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に、重視する点はどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

「居住地に近い場所」が68.3%で最も高くなっています。次いで「先生や職員の対応」が58.7%、「教育・保育の方針・内容」が46.4%で続いています。

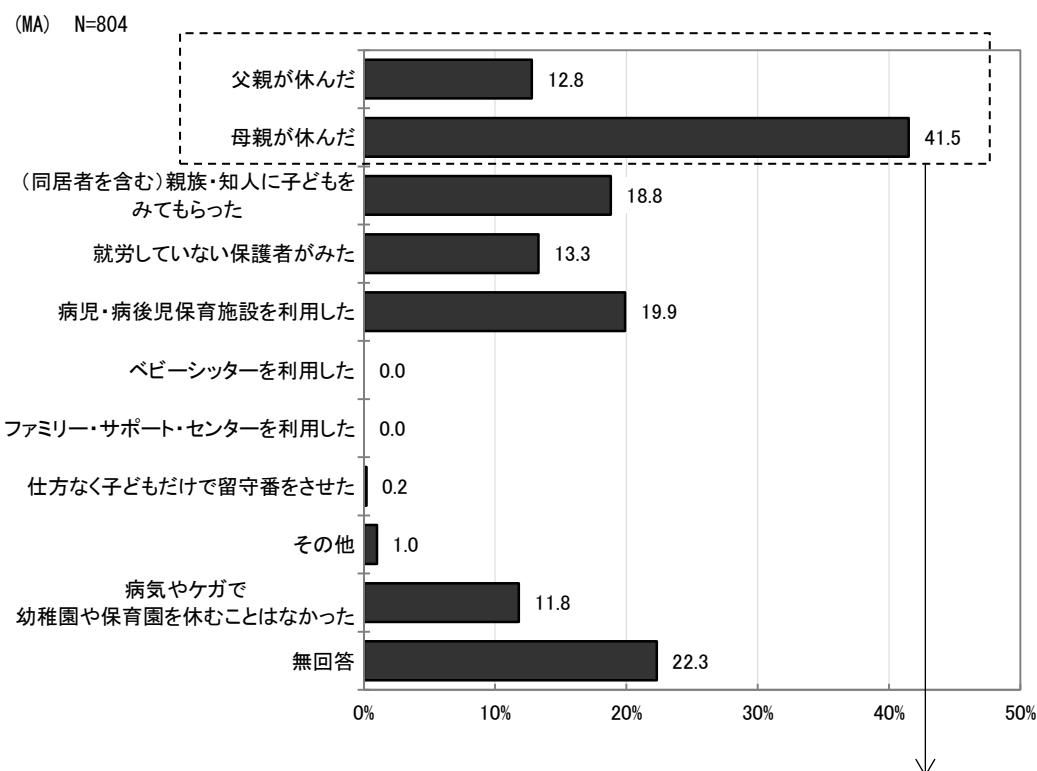
(MA) N=804



4 お子さんが病気の際の対応について【就学前調査】

① お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

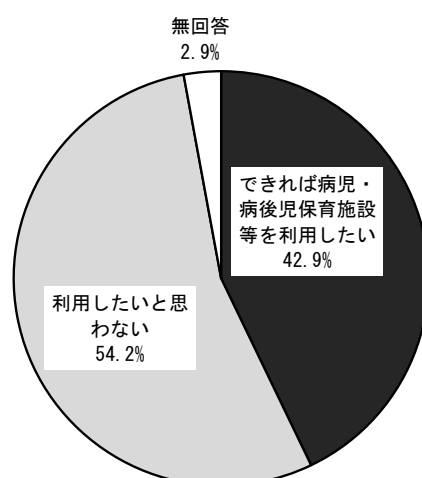
「母親が休んだ」が41.5%で突出しています。「病児・病後児保育施設を利用した」が19.9%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が18.8%で続いています。



② 父親、又は母親が休んだ際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思いましたか。(○は1つ)

「利用したいと思わない」が54.2%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.9%となっています。

(SA) N=350



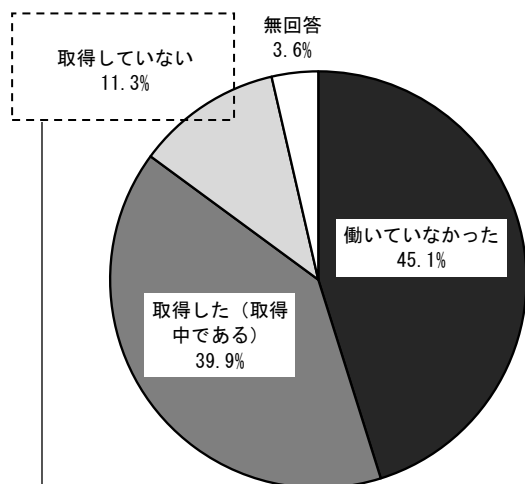
5 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について【就学前調査】

① あて名のお子さんが生まれたとき、父母のいずれか、もしくは双方が育児休業等を取得しましたか。（〇は1つ）

母親では「働いていなかった」が 45.1%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 39.9%となっています。父親では、「取得していない」が 77.1%を占めています。

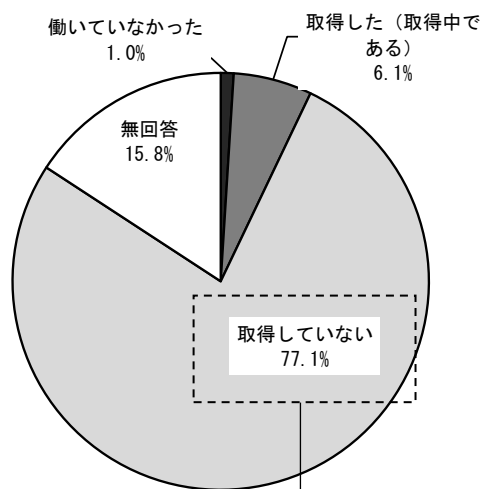
【母親】

(SA) N=804



【父親】

(SA) N=804



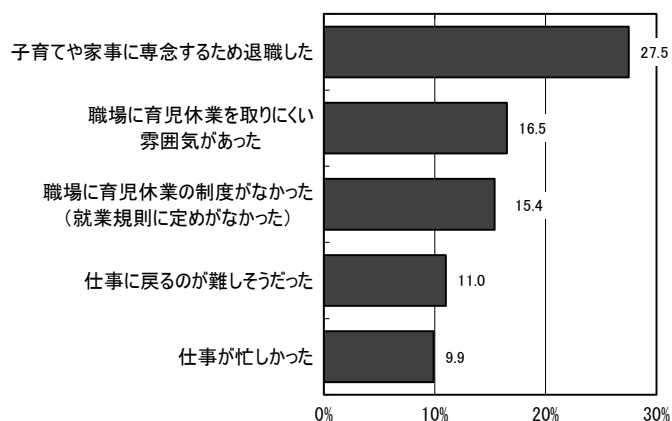
② 育児休業等を取得していない理由（あてはまるものすべてに〇）

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 27.5%で最も高くなっています。次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 16.5%で続いています。

父親では、「仕事が忙しかった」が 30.3%で最も高くなっています。次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 26.3%で続いています。

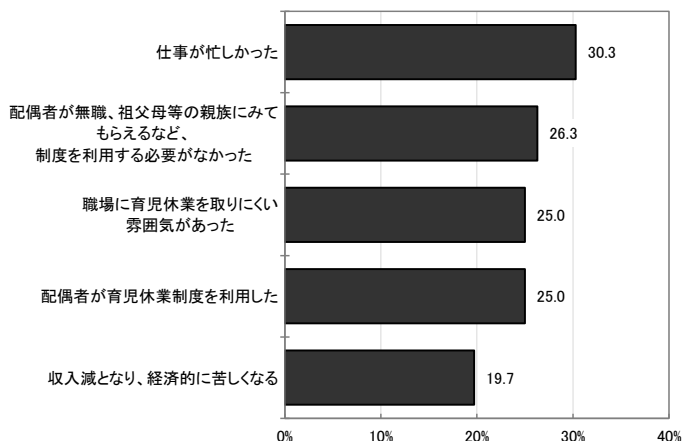
【母親】

(MA) N=91



【父親】

(MA) N=620

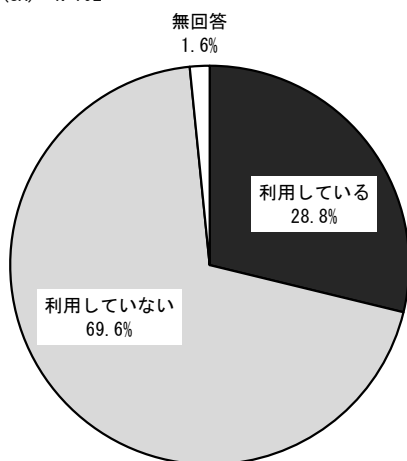


6 学童保育クラブの現在の利用状況について【小学生調査】

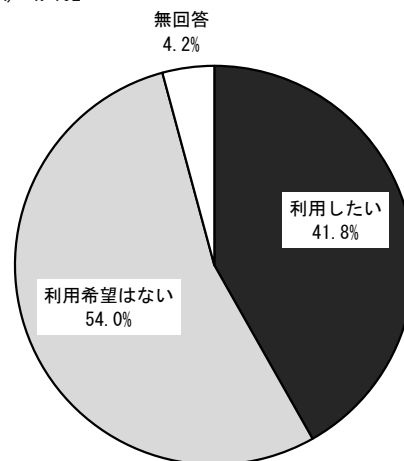
① 学童保育クラブの利用状況（○は1つ） ② 学童保育クラブの利用希望（○は1つ）

「利用していない」が69.6%を占めています。 「利用希望はない」が54.0%を占めています。

(SA) N=792



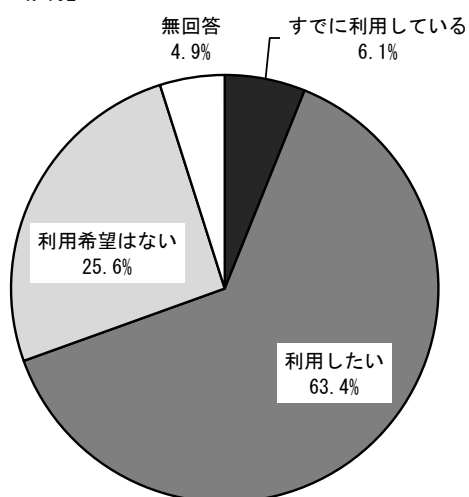
(SA) N=792



③ 放課後子ども教室の利用希望（○は1つ）

「利用したい」が63.4%を占めています。

(SA) N=792



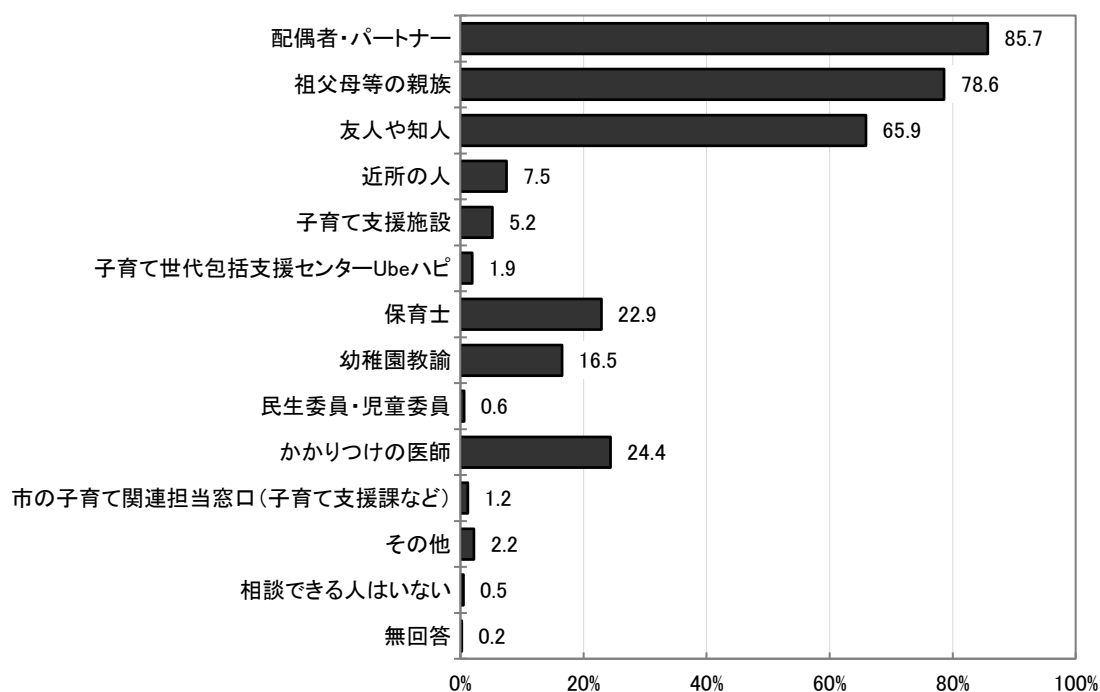
7 子育て全般について

① お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。（あてはまるものすべてに○）

【就学前調査】

「配偶者・パートナー」が85.7%で最も高くなっています。次いで「祖父母等の親族」が78.6%、「友人や知人」が65.9%で続いています。

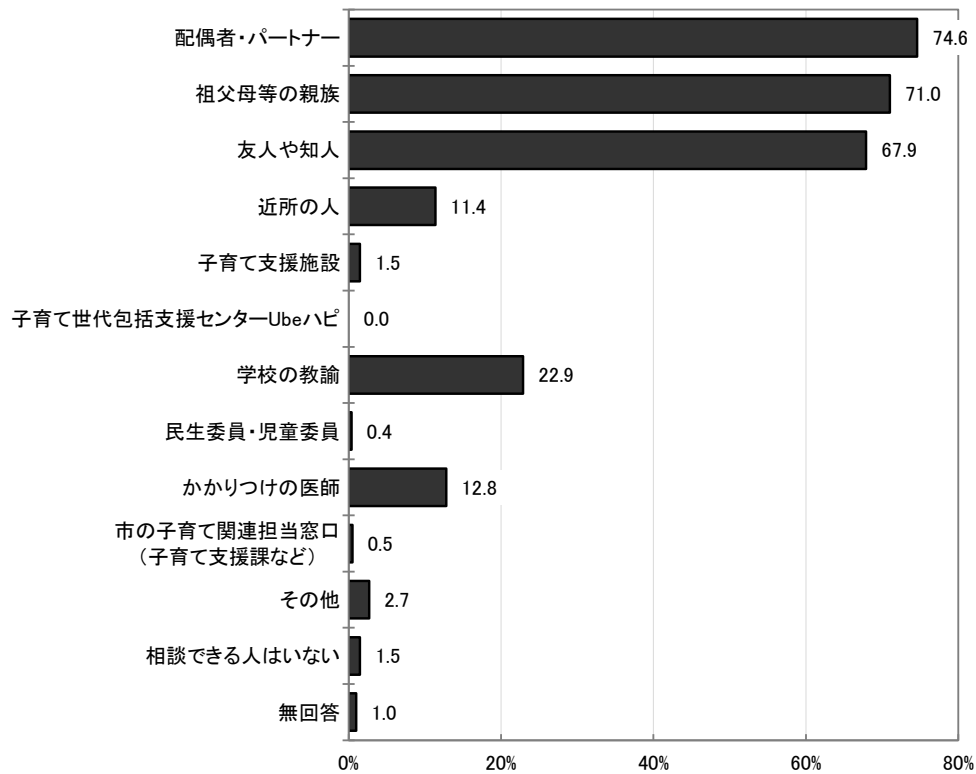
(MA) N=804



【小学生調査】

「配偶者・パートナー」が74.6%で最も高くなっています。次いで「祖父母等の親族」が71.0%、「友人や知人」が67.9%が続いています。

(MA) N=792



② 子育てに関して、悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

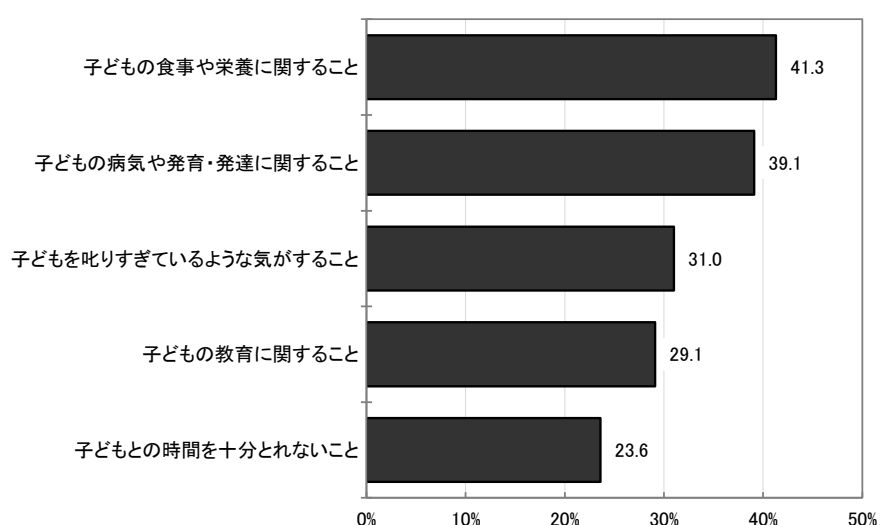
【上位5項目のみ】（あてはまるものすべてに○）

就学前では、「子どもの食事や栄養に関すること」が 41.3%で最も高くなっています。次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」が 39.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 31.0%で続いています。

小学生では、「子どもの教育に関すること」が 34.6%で最も高くなっています。次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 30.1%、「ネット社会の子どもへの弊害が心配なこと」が 29.8%で続いています。

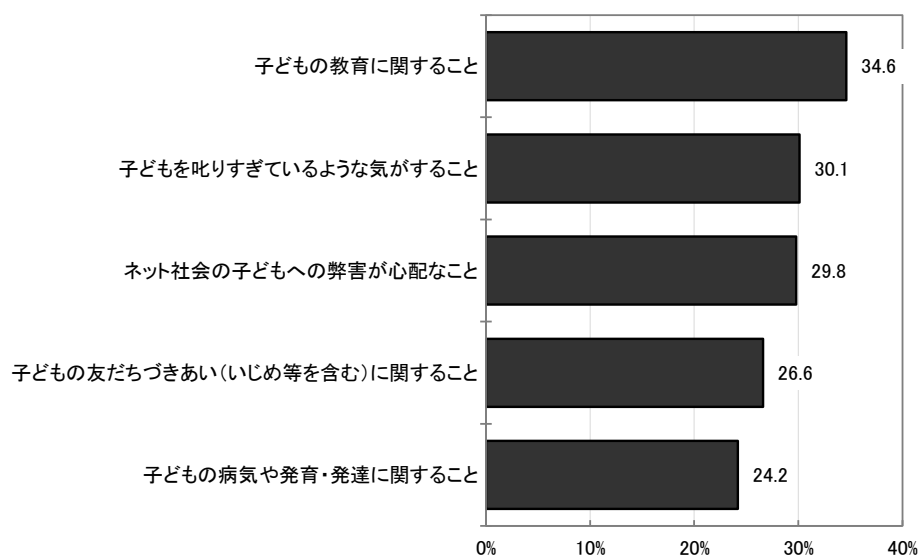
【就学前】

(MA) N=804



【小学生】

(MA) N=792



③ 市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思われますか。

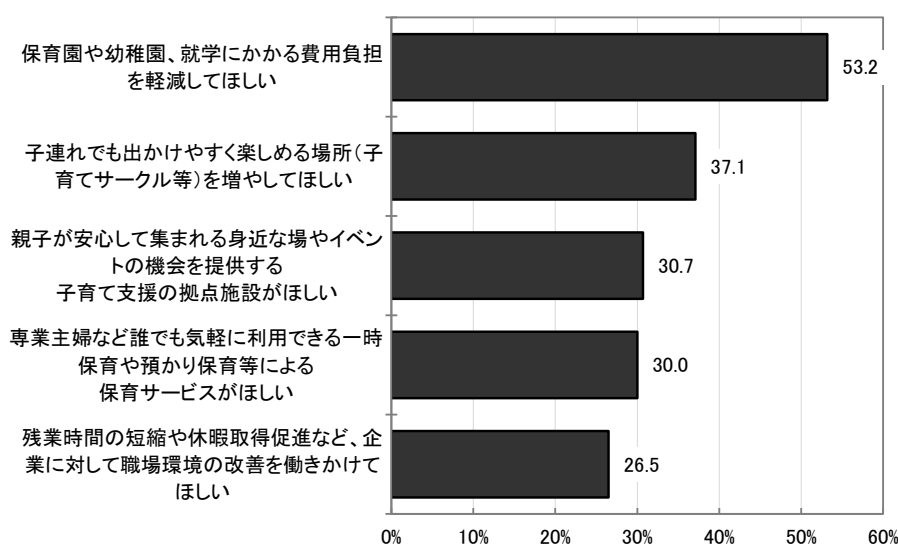
【上位5項目のみ】（あてはまるものすべてに○）

就学前では、「保育園や幼稚園、就学にかかる費用負担を軽減してほしい」が53.2%で最も高くなっています。次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所（子育てサークル等）を増やしてほしい」が37.1%で続いています。

小学生では、「保育園や幼稚園、就学にかかる費用負担を軽減してほしい」が43.3%で最も高くなっています。次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が33.1%で続いています。

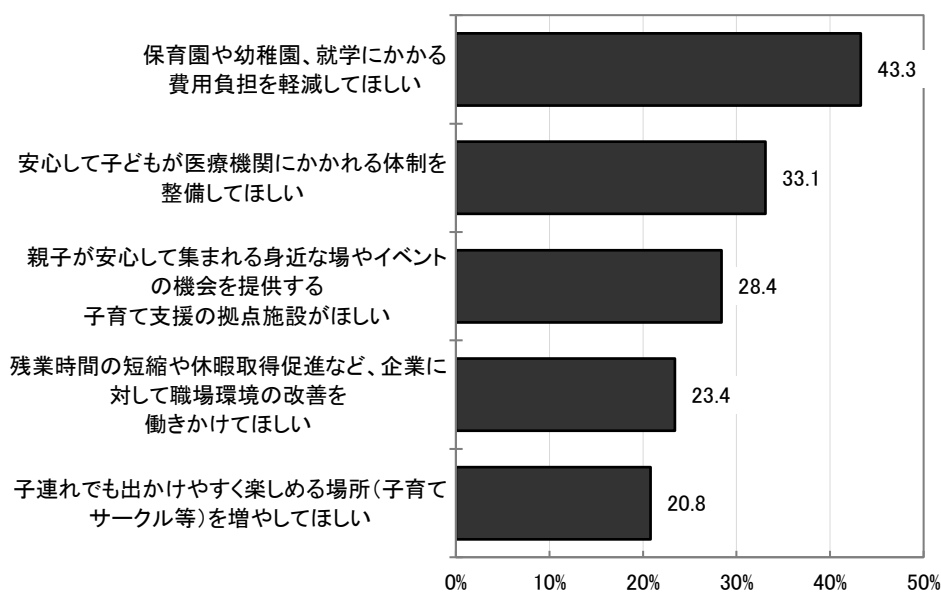
【就学前】

(MA) N=804



【小学生】

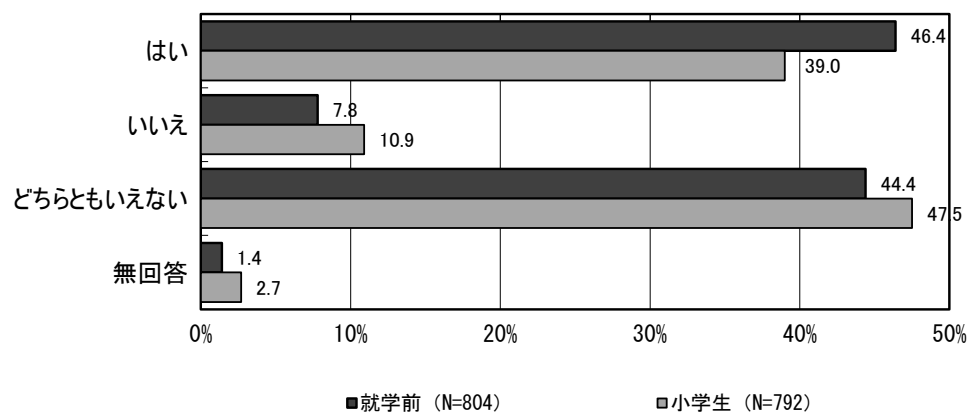
(MA) N=792



④ 宇部市は子育てがしやすいまちだと思いますか。（○は1つ）

就学前では、「はい」が46.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が44.4%となっています。

小学生では、「どちらともいえない」が47.5%で最も高く、次いで「はい」が39.0%となっています。



子育てプラン・うべ

(第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画)

発行年月：令和2年（2020年）3月

発 行：宇部市 こども・若者応援課

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号

TEL：0836-34-8447 FAX：0836-21-6020
